

重点要望(継続)

要望先：滋賀県警察本部 警務部



交番の増設および警察官の増員について 【国への要望、県への要望】

要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある南草津エリアの交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配意をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の意見を踏まえて、移転等の検討を具体的に進めていただくことについて、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

当市では、平成16年以降、犯罪率や交通事故発生件数が県内都市部で上位の状況が続いており、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や矢橋交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生しているほか、「匿名・流動型犯罪グループ」の関与が疑われる特殊詐欺の発生件数も増加傾向にある。

これら犯罪の未然防止のため、市民防犯団体によるパトロールや、市と草津警察署との協働で巡回啓発や街頭啓発等の防犯活動を行うとともに、当市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、子ども見守り防犯カメラを市内に350台設置し、昨年度は、新たに「トクリュウ」対策として、駅前、主要幹線道路交差点、商業施設周辺に暮らし見守り防犯カメラとして50台増設するなど、独自の防犯対策を強化しているところである。

こうした地域の取組に対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、2年間で120名の警察官が増員されたところであるが、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化に向け、草津警察署への警察官の増員配置に特段の配意をお願いしたい。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の意見を踏まえて、移転等の検討を具体的に進めていただくことについて、特段の配意をお願いしたい。

事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係
TEL：077-561-2325

道の駅草津リノベーション事業の推進および支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

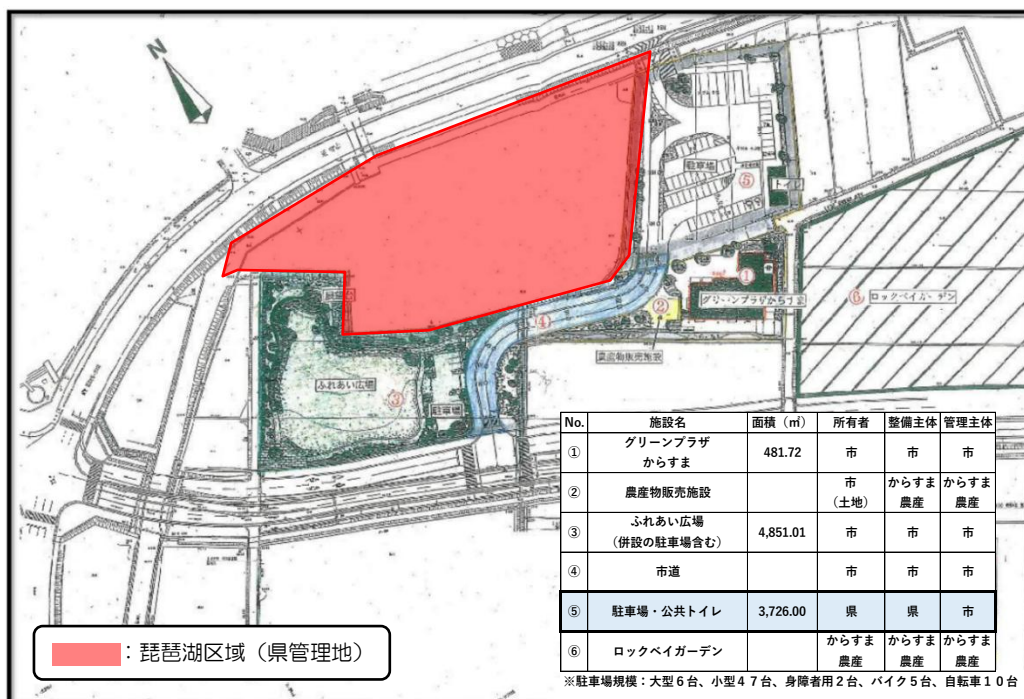
道の駅草津は、県と市が一体的に整備し、平成15年に開設した施設であり、駐車場等の道路部分は、道路管理者である県に整備いただいたが、現状としては、駐車場が狭く、日常的に混雑し、休日はその傾向が著しくなっている。また、県道近江八幡大津線からは、駐車場へ左折進入はできるものの、退出ができない状況にあり、道の駅の機能が十分に発揮できていない。

このため、当市では令和3年度に県や関係団体並びに地元住民・農業者との意見交換を踏まえ「道の駅草津リノベーション構想」を策定し、道の駅利用者の利便性の向上と烏丸半島周辺エリアの活性化を進めるため、令和5年度に基本計画を策定し、令和7年度に基本設計を行い、事業に取り組んでいるところであり、令和10年度中のリノベーション完了を目指している。

県におかれては、当市の事業と密に連携を図りながら、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」で予定していただいているとおり、駐車場の拡大事業を着実に進めていただきますよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、県と共同で計画し、申請しております、内閣府の「地域未来交付金（地域未来推進型）」の本事業に対する所要額の確実な交付について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 県（ソフト事業、インフラ整備事業）と市（拠点整備事業）で連携して、当該事業の財源として、国の「地域未来交付金（旧第2世代交付金）」実施計画を作成し、提出している。
- ・ 駐車場等の拡張整備と合わせて、施設機能の充実と地域特性を活かした地域ぐるみのにぎわい創出を目指すものとしてエントリーした、国の『「道の駅」第3ステージ応援パッケージ』に、全国10箇所の一つとして、また、近畿ブロックでは唯一の道の駅として選定されたことで、令和7年度から3箇年において、関係省庁や派遣アドバイザーによる連携支援を受けることができる。
- ・ 近接する烏丸半島中央部（約9ha）において、民間事業者による開発事業を計画しており、道の駅草津を含めた烏丸半島周辺部の環境は大きく変化しようとしている。
- ・ 駐車場台数は48台と少なく、特に大型車両の駐車場が6台分しかないことから、道の駅草津の運営事業者である「株式会社からすま農産」からも、その施設の規模拡大について、強い要望がある。
- ・ 県道近江八幡大津線からは、大津方面に向かう車線からの進入はできるものの、県道への退出ができない。
- ・ 「ビワイチ」の休憩所としての機能が十分ではなく、その充実が求められている。
- ・ 道の駅草津は地域防災計画において、防災拠点として指定していることから、駐車場整備において防災機能を持った施設整備が必要である。
- ・ 当市としても、ハード・ソフトの両面から、「道の駅草津リノベーション構想」の早期実現に向けて取組を進めている。

事業実施による効果

- ・ 駐車場の拡大と県道との出入口が整備されることにより、道の駅の利便性が向上し、普通車のみならず、大型車の利用の増加が見込める。
- ・ 当市の「道の駅草津リノベーション構想」に基づき駐車場拡大等の機能強化を行うことで、湖辺地域のにぎわい創出やビワイチを楽しむ方々へのサービス向上につながる。
- ・ 防災機能を備えた道の駅により、通行者の避難、受援部隊の拠点となる。
- ・ 道の駅草津のリノベーション事業を進め、烏丸半島（琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森、烏丸半島中心部の開発）と連携を強化することにより、湖辺地域の活性化や観光客の誘客促進が図れるなど、地方創生の拠点形成が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 農林水産係
TEL：077-561-2347



要望先：滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課
滋賀県商工労働部 イノベーション推進課

イノベーション集積拠点の創出に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

当市では、スタートアップ企業、地域企業、支援機関、市民、学生など多様な主体が連携し、新たな価値を創出する「(仮称)イノベーション集積拠点」の創出に向けた取組を推進するため、官民連携を前提として事業化検討パートナーとの検討を進めている。

一方で、同様の拠点は三大都市圏を中心に整備が進んでいるものの、地方都市における事例は少なく、事業の成立性や実現可能性の整理に課題を抱えている。

こうした中、令和8年3月10日付けで都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、都市機能のさらなる集積・連携による地域活性化を図るため、立地適正化計画に特定業務施設等（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）を位置付け、用途・容積率の緩和制度の創設や施設整備に対する金融支援が行われる予定となっている。

つきましては、本取組が地方都市におけるスタートアップ・エコシステムの形成を促進し、地方創生に資するものであることから、当市の取組に対する国の財政支援について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。また、県による伴走支援についても、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・市内には、立命館大学BKCインキュベータ、立命館大学グラスルーツ・イノベーションセンター、滋賀県立テクノファクトリーなどのインキュベーション施設が集積しており、今後成長が期待される研究開発型スタートアップや学生起業家が多数活動しているが、施設退去後、市内（県内）で研究開発等を継続するに適した施設がないことが課題となっている。
- ・過年度にインキュベーション施設入居企業に対するニーズ調査を実施した結果、「他者と連携・交流（オープンイノベーション）できる活動拠点を希望するが、草津（滋賀）には適当な場所がなく、県外（京都・大阪等）へ転出せざるを得ない」などの意見を受けている。
- ・イノベーション集積拠点の創出に向けては、昨年10月に、当市と共に事業成立性等の検討を行う「事業化検討パートナー」を選定し、具体的な検討を進めてきたところであるが、「昨今の建築資材高騰による施設整備費の増加」や「民間主導による施設整備・運営事例（ノウハウ）が地方都市では少なく、最適な事業手法（PPP／PFI、LABV、不動産特定共同事業など）の選定が難しい」といった点が課題として挙げられている。

事業実施による効果

- ・まちなか（駅周辺）におけるイノベーション集積拠点の創出により、スタートアップの活動拠点のみならず、地域企業との連携・協業による新たなイノベーションの機会創出や、若者にとっての魅力ある雇用（労働）環境の創出と新たな税収確保が期待される。
- ・地域の稼ぐ力の強化や、まちの魅力磨き上げを通じ、地域へ民間投資を呼び込むことにより、本市の特色を活かした持続可能な都市空間の実現が期待される。
- ・イノベーション集積拠点を核とした、新たな地域産業クラスターが形成されることにより、そこから生まれる経済効果が県南部地域のみならず、県全体へと波及することが期待される。

担 当：環境経済部 企業立地推進室 企業立地推進係
TEL：077-561-2352

重点要望(新規)

要望先：滋賀県商工労働部 産業立地課



地域産業クラスターの形成・拡大に向けた取組への支援について【県への要望】

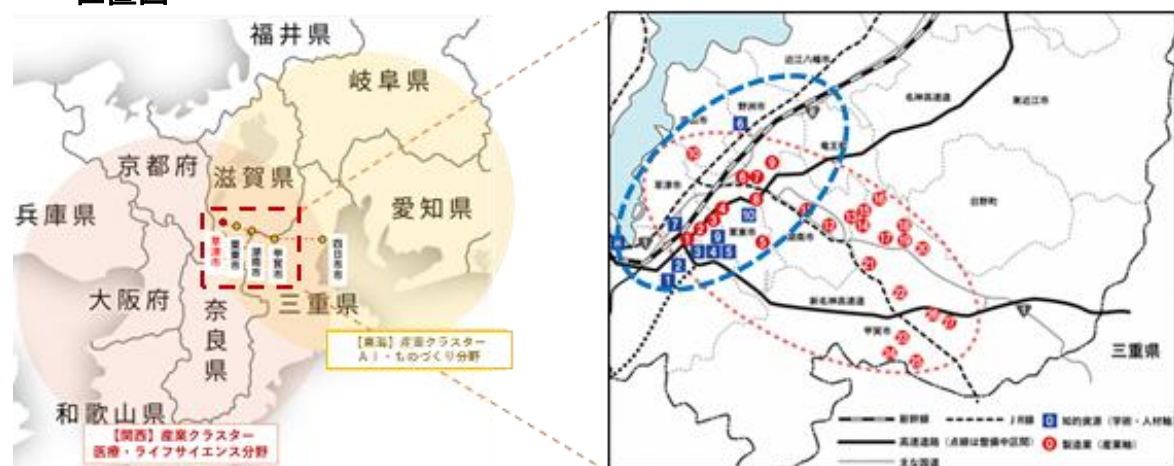
要望内容

当市を含む滋賀県南部地域は、関西圏と東海圏の結節点に位置し、新名神高速道路等による空港・港湾への良好なアクセスを有する地理的優位性に加え、関西圏の産業クラスターである医療・ライフサイエンス分野と東海圏の産業クラスターである電気機械・電子部品等のAI・ものづくり分野の産業集積、さらに大学等の知的資源を背景に、県内有数の産業都市として発展してきた。

当市では、これらの産業基盤と知的資源を活かし、国が定める17の戦略分野において、広域立地適正化計画を策定の上、周辺自治体と連携しながら、地域未来戦略に基づく地域産業クラスターの形成に取り組んでおり、産学官金の連携によるイノベーション集積拠点の創出、特区制度の活用による産業用地の確保や高付加価値産業の集積によるサプライチェーンの強化等を通じ、地域経済の活性化と地方創生の推進を目指しているところである。

つきましては、当市および周辺自治体が連携して進める地域産業クラスター形成の取組が、滋賀県南部地域にとどまらず、県全体の産業競争力の強化にも資するものであることを踏まえ、県主導により当該取組を推進していただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



【関西】産業クラスター

国内トップクラスの研究機関や、数多くの大企業の研究開発拠点を有する。
滋賀県では、「しが医工連携ものづくり産学官連携拠点を形成。

【東海】産業クラスター

自動車産業や機械産業を中心とした国内最大級の製造業の集積地。
滋賀県は、東海エリアに対し、電機・電子部品・素材メーカーが部材を供給。

製造業（産業軸）の集積

草津線沿線（草津市、栗東市、湖南市、甲賀市）に沿って、多くの工業団地が集積（製造業27工業団地）

知的資源（学術・人材軸）の集積

琵琶湖南部（草津市、栗東市、守山市、野洲市）に沿って学術・研究機関が集積（10機関）

現状と課題

- ・ 当市および周辺自治体を含む滋賀県南部地域は、大企業のマザー工場やサプライチェーンを構築する中堅・中小企業が集積しており、特にＡＩ・半導体などディープテック分野の成長に不可欠な製造業基盤が整っている。
- ・ また、立命館大学をはじめとする学術・研究機関においては、大学発スタートアップがＪ－Ｓｔａｒｔｕｐ ＫＡＮＳＡＩに２企業が選定されるなど、大学発スタートアップによるイノベーションの創出が期待できる。
- ・ さらに、立命館大学におけるグラスルーツイノベーションセンター（ＧＩＣ）の設置、滋賀県工業技術総合センターの機能充実、守山イノベーションセンター（村田製作所）の設立、滋賀県立高等専門学校の開校など、新たに知的資源の集積が進んでいる。
- ・ こうした状況を踏まえ、滋賀県南部地域に地域産業クラスターを形成していくためには、国の定める１７の戦略分野において製造業の集積と知的資源の集積を生かしたイノベーションの創出と、新たな産業用地の確保による企業誘致を進めることで、産業の高付加価値化とサプライチェーンの強化を通じ、地域経済のさらなる活性化を図っていく必要がある。
- ・ 一方で、当市には市街化区域内の工業系用途の未利用地が不足しており、新たな工場や研究所等の立地機会を逸する状況が続いているが、当市におけるまとまった土地は主として農地であることから、その活用にあたっては、農業振興との調和を前提とした計画的な土地利用を進める必要がある。

事業実施による効果

- ・ 当市および周辺自治体を含む滋賀県南部地域において「地域産業クラスター」を形成し、企業立地（企業誘致）が実現すれば、将来にわたる都市の活力の維持と県内経済全体の活性化に寄与することが期待される。

担 当：環境経済部 企業立地推進室 企業立地推進係
ＴＥＬ：０７７－５６１－２３５２

重点要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 農村振興課

2 飢饉を
ゼロに



12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



水質保全施設「浮舟地区」の機能保全対策事業に対する支援について【県への要望】

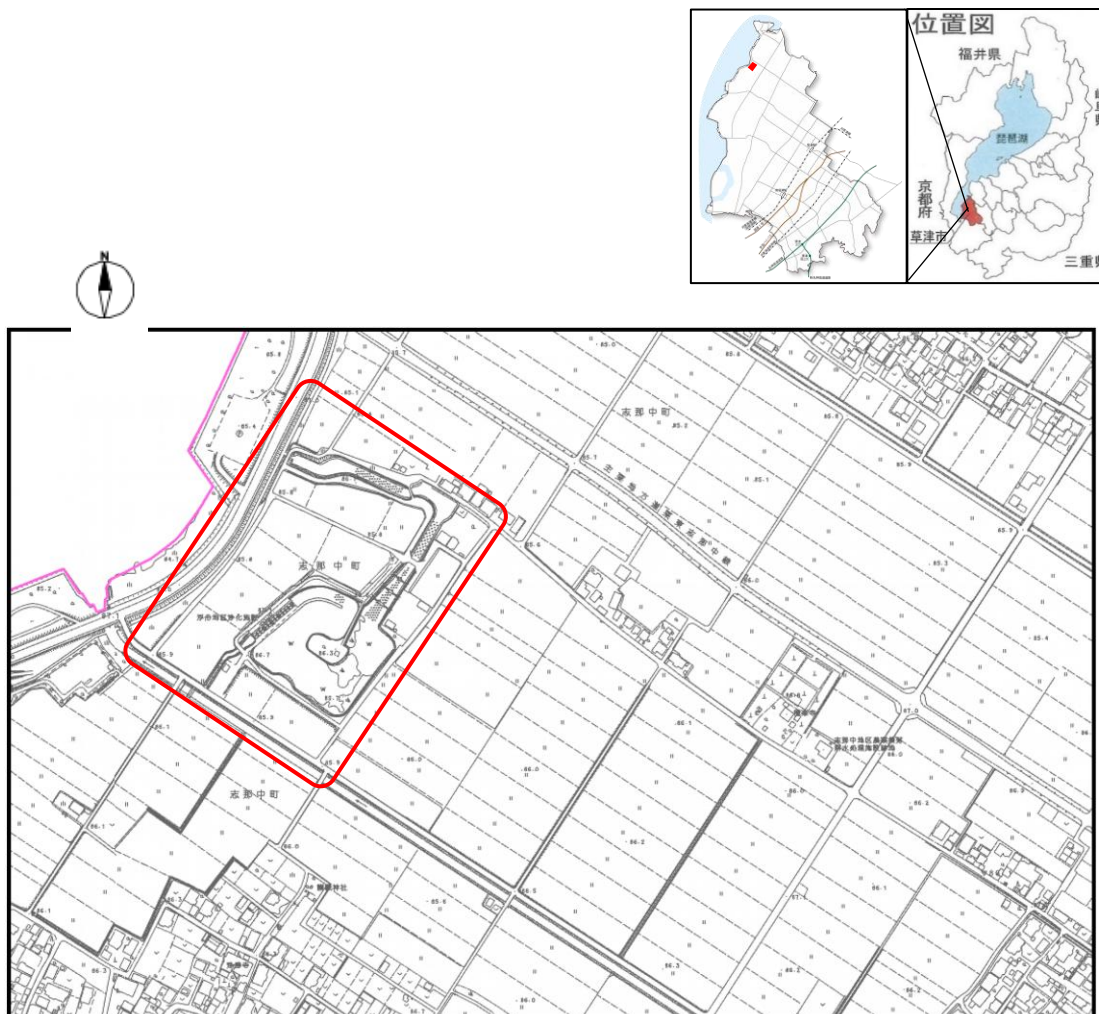
要望内容

水質保全施設「浮舟地区」は、琵琶湖の水質保全を目的として県営事業で整備された施設であり、平成18年度に県から譲与を受けて維持管理を行っている。

施設完成から約20年が経過する中で、老朽化による施設の故障等が発生し、一部施設において適正な運転管理ができず、水質の改善に苦慮している状況であることから、令和7年度に当施設の機能保全計画を策定した。

今後、策定した機能保全計画を基に取り組む機能保全対策事業について、財政面や技術面での支援をいただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



位置図

水質保全施設「浮舟地区」



現状と課題

- ・ 除塵機の操作盤や、人工ろ材浄化施設および操作盤が故障しており、適正な運転管理が出来ていないことから修繕する必要がある。
- ・ 浄化池の土砂が堆積しており、水の流れに影響が出ていることから堆積土砂を撤去する必要がある。
- ・ 水生植物水耕栽培地は浮遊式で、落水の恐れがあり、地元組織での維持管理ができないことから手法について見直す必要がある

事業実施による効果

- ・ 水質保全施設としての施設の継続や施設完成時の適正な運転管理を実施することにより、汚濁負荷量の削減が図れ、水質を改善し、琵琶湖の水質保全に寄与することとなる。
- ・ 施設の在り方について更新等を実施することで維持管理にかかる費用と地元労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

要望先：滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課

地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について 【国への要望、県への要望】

要望内容

市町村地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町村の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うとされているが、事業展開が積極的に図れるよう自立支援給付と同様に国の義務としていただき、実績額を補助対象基本額とし、50/100の補助をしていただくとともに、移動支援事業および日中一時支援事業については、自立支援給付に含め義務的経費としていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

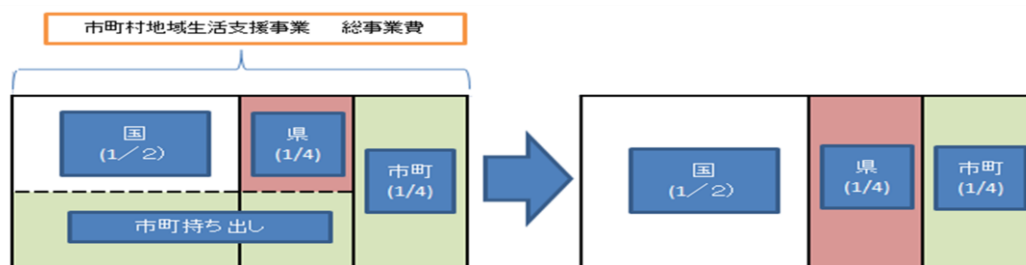
また、県補助金についても同様に実績額の25/100の補助としていただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国、県の補助額について、交付要綱上は国50/100、県25/100以内となっているが、現状はそのうちの5割程度の歳入しか見込めず、事業規模が年々大きくなっていくなかで、事業費に占める市の負担が6割を超えており、予算の確保が難しく、事業促進の妨げとなっている。

加えて、移動支援事業および日中一時支援事業については、利用者の実態に即したサービスが提供されるよう支援を充実させる必要があり、国、県による十分な財政措置が必要である。

これらの事業は当市の地域生活支援事業(必須事業、任意事業)全体で約77%程度を占めており、大きな財政負担となっている。



事業実施による効果

国、県が市町村に対し、補助額の適正化を図ることで、市町村地域生活支援事業を充実させることができ、障害者が地域で安心して暮らせる。

担 当：健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係
TEL：077-561-6972

保育士の確保・定着につながる処遇改善について

【国への要望】【県への要望】

要望内容

保育士等の確保・定着につながる処遇改善に向け、公定価格の継続した引き上げや保育士確保に係る各種補助事業の充実、安定的な財源措置について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。また、子育て世代の流入などにより県南部地域の人口増が続くなか、県独自の処遇改善の実施など、人材確保策の実施について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・当市を含む滋賀県南部地域については、子育て世代の流入も多く、待機児童の解消が喫緊の課題となっているが、慢性的な保育士不足により、需要があるにもかかわらず定員の上限まで受け入れられない施設が発生するなど、対応に苦慮している。
- ・「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しや「乳児等通園支援事業」の本格実施にあたっては、更なる保育士の確保を必要とするが、業務負担と責任の重さに比べ、他業種より処遇が低いことで人が集まらず、保育士等の人員不足が一層深刻化している。
- ・公定価格については、令和6年度に引き続き、令和7年度も5.3%の大幅な改善がされたが、他業種との賃金格差を早期に改善するためには、保育士等の確保・定着につながる公定価格の継続した引き上げが必要である。

全産業（月額給与）		保育士（月額給与）	処遇改善		計	差額
令和4年度	36.1万円	31.9万円	市単独	0.75万円	32.7万円	3.4万円
令和5年度	36.9万円	32.1万円	市単独	0.75万円	32.9万円	4.0万円
令和6年度	38.6万円	32.9万円	市単独	0.75万円	33.7万円	4.9万円

現状と課題

- ・また、保育体制強化事業や保育補助者雇上強化事業における補助基準額や、乳児等通園支援事業における公定価格についても、保育士や保育補助者等の確保を行ううえで十分な単価となっておらず、民間施設において雇用が困難な状況にあることから、更なる単価の引き上げが必要である。
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業については、保育対策総合支援事業費補助金の執行方針により、申請額に対して交付決定額が減額されたが、保育人材の確保と離職防止に向け、支援の継続的な充実が必要であり、国、県による十分な財政措置が必要である。
- ・さらに、当市では、令和6年度より保育士の負担を楽にする支援として、①保育施設等の紙おむつの支給、②保育士の奨学金の返済支援、③保育士への就職定着支援金の支給の取り組みを進め、さらに、④学生や潜在保育士等に対するダイレクトメールやSNS広告配信の活用等、滋賀県の補助制度も活用しながら、市単独での取り組みに努めているが、加配の必要な児童が増加傾向にあるなど、保育士不足の状況はより厳しさを増しており、全国的に見ても高い傾向にある滋賀県の待機児童の発生状況を踏まえ、滋賀県保育対策総合支援事業による県単独事業の継続実施に加え、県内での新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を支援するため、滋賀県独自の人材確保・定着につながる処遇改善等の対策が急務である。

事業実施による効果

安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することで、安定的な保育士の確保や離職防止が図れ、より良質な保育の実践を実現できる。

担 当：こども若者部 幼児施設課 総務・施設係
TEL：077-561-6968

要望先：滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課

「広域的な立地適正化の方針」の策定による拠点連携型都市構造の推進について 【県への要望】

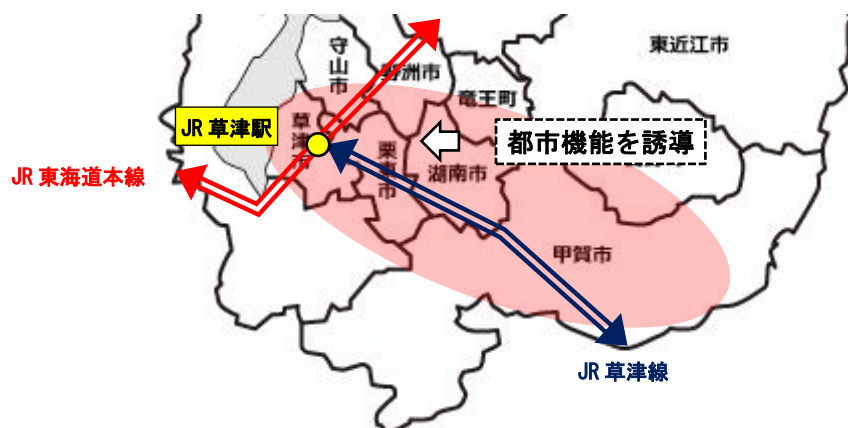
要望内容

JR草津駅は、県内1位の乗降客数を誇り、JR線が2路線（琵琶湖線、草津線）乗り入れる交通結節点である。当市では、その周辺地域において、これまで2期にわたり、内閣府の認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」を策定し、官民連携による多くの大規模プロジェクトの推進により、滋賀県南部地域の中核駅に相応しい、魅力ある都市機能の集積を力強く進めてきたところである。

また、今後、更なる人口減少・超高齢社会が進む中、県が掲げている、県内主要鉄道駅周辺等を広域拠点として、県域の地域拠点、生活拠点および主要施設をネットワークで結ぶ「拠点連携型都市構造」の展開に向けて、JR草津駅周辺地区は、県南部の交通結節点としての役割が益々高まると考えている。そのため、「草津駅周辺エリア未来ビジョン」に掲げた県民の暮らしと経済を牽引する使命を果たすため、当市では、都市再生特別措置法に基づき、内閣府が政令で定める「都市再生緊急整備地域」の指定を目指しているところであり、草津線沿線各自治体に対して、鉄道利用による都市機能の相互補完・相互利用を前提とした、広域連携の駅前まちづくりを呼びかけているところである。

については、県と草津線沿線自治体との連携により「広域的な立地適正化の方針」策定のコンセンサスの形成について令和8年度に取り組み、令和9年度に県が主体となり方針を策定いただき、「拠点連携型都市構造」を推進していただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・都市再生緊急整備地域の指定は、原則として、三大都市圏および中枢中核都市とされており、当市においては、その外形的要件を満たしていないものの、内閣府公表の「都市再生緊急整備地域の指定の考え方」には、上記外形的要因は示されていない。
- ・内閣府より、地域指定に向けては、県による広域的視点から当該地域の中心的な位置づけが明確であることに加え、当該位置づけを支える具体的な取り組み（「広域的な立地適正化の方針」の策定など）が必要との意見あり。
- ・令和３年度策定の「滋賀県都市計画基本方針」においては、「拠点連携型都市構造」を支える拠点を「広域拠点」、「地域拠点」と定義し、２つを合わせた「主な拠点」として県内主要鉄道駅周辺等を指定されているが、各駅周辺等での「広域拠点」か「地域拠点」かの整理はされていない。
- ・当市では、ＪＲ草津駅周辺が「広域拠点」としての役割を担うために、ＪＲ草津駅周辺に残された草津警察署跡地等への広域的都市機能の誘導、広域での立地適正化計画等の策定を検討しており、ＪＲ草津線沿線市で広域政策の議論を進めてきた。
- ・ＪＲ草津線においては利用者が減少傾向にあり、ＪＲ西日本が減便を検討される中、「草津線活性化・複線化促進期成同盟会」においても、草津線の利用促進にむけた沿線まちづくりの勉強会を設置し、鉄道利用による都市機能の相互補完・相互利用を前提としたまちづくりを進めるため「広域適な立地適正化の方針」の策定について議論を進めている。また、リニア三重県駅の候補地が亀山市となっており、ＪＲ関西本線、ＪＲ草津線の活性化に対し、期待が高まっている。

事業実施による効果

- ・ＪＲ草津駅の都市再生緊急整備地域への指定により、ＪＲ草津駅周辺にＪＲ草津線沿線住民の生活拠点機能、広域都市機能の誘導が進むことで、「滋賀県都市計画基本方針」で定める持続可能で質の高い「拠点連携型都市構造」が実現できるとともに、ＪＲ草津線を使った暮らしの日常化により、ＪＲ草津線の利用者増に寄与することができる。
- ・ＪＲ草津線沿線の関係市町が連携できる体制を構築することで、将来のリニア三重県駅への接続を見据えて、ＪＲ草津駅とＪＲ草津線を活かした広域のまちづくりや地域活性化への取組に繋げることができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課

TEL：０７７－５６１－６９３１

重点要望(継続)

要望先：滋賀県総合企画部 企画調整課

滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課

滋賀県県土整備部 道路整備課



草津PAと連携したびわこ文化公園都市周辺エリアの活性化に向けた取組について【県への要望】

要望内容

名神高速道路の草津PAは、広域交通において、近畿圏、中京圏、北陸圏から流入する多くの高速道路利用者に利用され、将来的には、新名神高速道路を用いたリニア三重県駅から滋賀県南部エリアへの玄関口となり得る立地であるとともに、県内交通においても都市計画道路山手幹線に隣接し、加えて、JR琵琶湖線からも比較的近距離であるなど多様なリンクが集積する交通結節点（ノード）である。また、多様な施設が集積するびわこ文化公園都市に隣接し、滋賀県南部エリアの活性化に寄与するポテンシャルを有している。

当市では、これらのポテンシャルを最大限に活用し、その効果を広く波及すべく、国や県等の関係機関の支援を頂きながら、リンク・ノード・マネジメントの視点から草津PAとの交通連携拠点の創出を柱とする「草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想」を令和5年6月に策定した。また、令和7年度からは「びわこ文化公園都市将来ビジョン」を踏まえ、県により「交通活性化タスクフォース」が設置され、草津PA周辺でのモビリティハブの形成など、びわこ文化公園都市周辺の交通課題解決に向けた多様な施策の検討が行われてきた。

については、びわこ文化公園都市周辺エリアの活性化に向けて、草津PA周辺での交通社会実験など短期の取組や、山手幹線を利用した広域幹線バス路線の育成、BRT等の新交通の導入、草津PA周辺でのモビリティハブの形成など中長期の取組に加え、関係市をはじめとする立地各施設・機関等と連携し、移動需要の創出に向けた継続的な取組を推進していくことについて、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ J R南草津駅、瀬田駅周辺の国道1号交差点周辺等では、駅や周辺施設への自動車交通の集中により慢性的な渋滞が発生し、路線バスの定時性、速達性に大きな支障が生じている。
- ・ びわこ文化公園都市周辺への通勤・通学者の多くを占める J R利用者について、大規模災害等により J Rが被災した際の帰宅手段等（リダンダンシー）が十分に確保されていない。
- ・ びわこ文化公園都市内では、大津市・草津市界を境に、バス路線が分断されており、住居ゾーン（大津市青山・松が丘地区、草津市若草地区）から当該地域内に立地する多様な施設への公共交通によるアクセスが困難な生活環境となっている。
- ・ 滋賀県では「びわこ文化公園都市将来ビジョン」に基づき、公共交通、施設間移動、バリアフリーといった「移動の自由」に関するプラットフォームを設置し、立地各施設・機関、県、関係市等が連携し、課題解決を進められている。
- ・ 滋賀県では「道路アクションプログラム2023」に基づき、都市計画道路平野南笠線の概略検討が進められている。
- ・ 「滋賀地域交通計画」において、リニア中央新幹線の開通による三重県から滋賀県への来訪者の移動を見据えた三重県との連携強化を検討するとされている。
- ・ びわこ文化公園は、「滋賀県地域防災計画」において広域陸上輸送拠点として位置付けられ、隣接する草津PA（下り線）は国土交通大臣により「防災拠点自動車駐車場」に指定されている。また、滋賀医科大学医学部附属病院を始め、医療・福祉等の機能が集積しているなど、防災拠点が集積しているものの、面的に有効活用される仕組みが構築されていない。

事業実施による効果

- ・新たな交通連携拠点（ノード）の創出と公共交通の充実により、広域スケールでは、将来のリニア中央新幹線から滋賀県への新たな玄関口として、産業、観光、学術研究等において、滋賀県南部エリアの発展に寄与することが期待されるとともに、地域スケールでは、びわこ文化公園都市内の大学間の交流、公園や文化施設の利用者確保、公共交通による医療・福祉等施設への移動の確保などにより、びわこ文化公園都市の価値向上に寄与することができる。
- ・リニア三重県駅から、新たな交通連携拠点を經由し、ＪＲ琵琶湖線（京都方面）への移動を想定することで、当該地域周辺の公共交通において、新たな需要を創出することができる。
- ・草津ＰＡ周辺に集積している医療・福祉等施設と高速道路・一般道路のネットワークの連携を創出することで、県内のみならず、広域防災拠点としての役割を担うことができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 草津ＰＡ連携拠点担当
ＴＥＬ：０７７－５６１－６８０２

要望先：滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課

地域公共交通の維持・強化に対する補助について 【国への要望、県への要望】

要望内容

バス交通については、深刻な運転者不足および更なる高齢化が見込まれる中、多様な公共交通手段が相互に連携し、効率的かつ効果的で利便性が高い持続可能な公共交通ネットワークを形成するためにも、バス交通不便地の移動手段としての役割を担っているコミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシーは必要不可欠となる。

しかしながら、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加により地域公共交通への市の財政負担額は年々増加しており、当市のコミュニティバス事業で活用している「地域公共交通確保維持改善事業」(地域内フィーダー系統補助)における補助では維持することが困難な状況であるため、当該補助の上限額の撤廃について国へ働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

県におかれては、地域の公共交通支援の考えに即し、「地域内フィーダー系統補助」との協調補助を実施していただくとともに、当市のデマンド型乗合タクシー事業で活用している、現行の「滋賀県コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱」にある、前年度実績額を補助金の限度額とする補助金限度額の特例の撤廃について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図

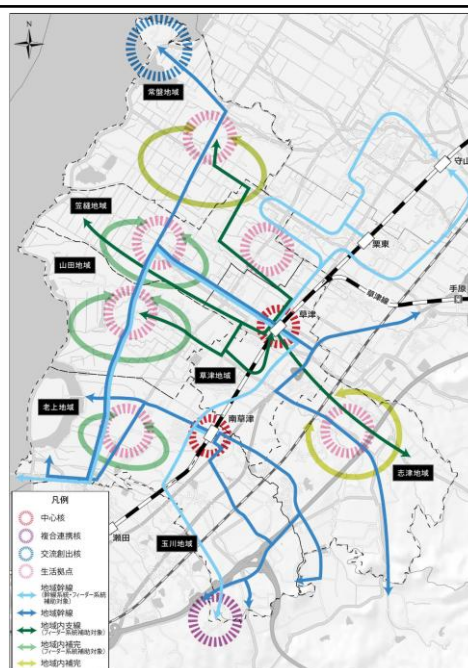
草津市地域公共交通計画

将来の地域公共交通ネットワーク

-  中心核
-  複合連携核
-  交流創出核
-  生活拠点



位置づけ	形態
 地域幹線 (幹線系統・フィーダー系統 補助対象)	路線バス コミュニティバス
 地域幹線	路線バス
 地域内支線 (フィーダー系統補助対象)	コミュニティバス
 地域内補完 (フィーダー系統補助対象)	乗合タクシー
 地域内補完	乗合タクシー



現状と課題

- ・当市のバス交通は、高齢化の進展等による交通弱者の増加や、多様化する生活行動圏に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性の高まりにより、さらなるサービス水準の向上が必要とされているが、利用者の減少による便数の削減や路線の廃止等により現状の水準を維持することも困難な状況にある。
- ・市内を運行する地域公共交通のうち、地域間幹線系統の民間路線やコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行に対して補助をしているが、人件費・燃料費の高騰等による運行経費の増加やコロナ禍による運賃収入減等により、地域公共交通に対する市の財政負担額は年々増加している。
- ・当市においては、運転者不足等によりコミュニティバスの路線を短縮した地域や民間バス事業者の減便で時間帯によって交通不便地となる地域に、新たにデマンド型乗合タクシーを導入するなど、現在の移動サービスを一定維持しつつ費用対効果にも資する路線再編を行っている。
- ・令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画の基本理念である「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現するためには、当市が運行支援をしているコミュニティバスおよびデマンド型乗合タクシーの存続は不可欠であり、地域公共交通を維持していくためにも国および県の補助が必要不可欠である。

事業実施による効果

- ・県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結びつくとともに、滋賀地域交通計画の実施方針の1つである「日常生活を送るために必要な移動、「行かなくてはならない移動」を支えるための地域交通の維持」に繋がる。
- ・安定的な財源の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がる。
- ・バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援について【県への要望】

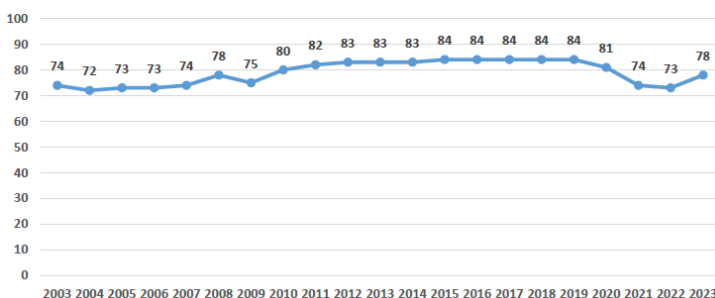
要望内容

交通事業者においては、運転者の不足および高齢化により、依然として担い手確保は喫緊の課題である。

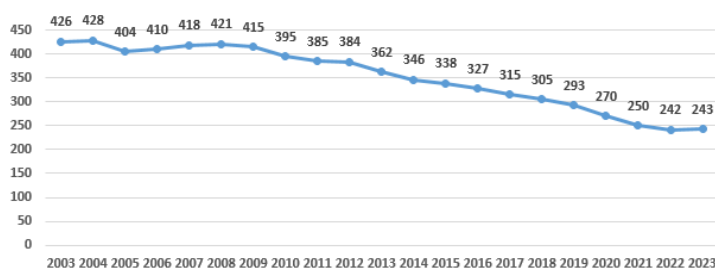
このような状況に鑑み、国におかれては、バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策として、交通事業者に対して担い手（運転者等）募集に係る費用や二種免許取得等の教育費用に対するの補助を実施されているところである。

県におかれても、滋賀地域交通計画において、目指す地域交通の姿を「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」とされており、担い手（運転者等）募集や教育費用（二種免許取得等）補助等、より効果が見込まれる直接人材確保につながるような、国の補助制度との協調補助の実施など、交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援の実施について、特段の配慮をお願いしたい。

乗
車
バ
ス
運
転
者
数
推
移
（千
人）



タ
ク
シ
ー
運
転
者
数
推
移
（千
人）



▲厚生労働省「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

▲乗合バス・タクシー運転者数の推移（全国）※国土交通省「数字で見る自動車 2025」から作成

現状と課題

- ・草津市内の民間バス事業者においては、慢性的な運転者不足および高齢化等の影響により、令和6年4月から減便を伴うダイヤ改正や運賃改定などを実施されている。
- ・当市のコミュニティバス「まめバス」においても、一部の路線において、令和6年4月からまめバス路線の一部短縮や減便などを実施し、また、民間バス事業者の減便で時間帯によって交通不便地となる地域をカバーするために、当該地域にデマンド型乗合タクシー「まめタク」を運行するなどの路線再編を行っている。
- ・交通事業者の担い手（運転者等）の確保は、今後の地域公共交通の維持・確保に必須であることから、令和6年5月策定の草津市地域公共交通計画において個別施策のひとつに「担い手（運転者等）確保に向けた支援の検討」を位置づけ、交通事業者、県や国等の連携による支援の検討を行う。

事業実施による効果

- ・県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付くとともに、滋賀地域交通計画の実施方針の1つである「日常生活を送るために必要な移動、「行かなくてはならない移動」を支えるための地域交通の維持」に繋がる。
- ・地域公共交通および担い手（運転者等）の確保により、持続可能な移動手段の確保に繋がり、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・公共交通を維持・確保することにより、自家用車から公共交通への利用転換による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等を図ることができる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：077-561-2343

烏丸半島および矢橋帰帆島を含む湖辺エリアのにぎわいと交流の創出について【県への要望】

要望内容

烏丸半島や矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地など、当市の琵琶湖辺については、県が策定された「みどりとみずべの将来ビジョン」における活用エリアに位置付けられ、琵琶湖辺の魅力を活かし、有効活用を進めることにより、琵琶湖の保全に寄与していくことが求められている。

烏丸半島においては、中央部（約9ha）の民間活用について、当市（草津市土地開発公社）が滋賀県に代わり、複合型観光集客施設事業実施事業者の選定を行ったところであり、今後は、県が主体となり、烏丸半島が県を代表する観光拠点の一つとなるよう、独立行政法人水資源機構が所管する、ホワイチビーチや多目的広場、烏丸レイクポートでの大規模イベントの開催等による利活用等を推進いただきたい。

また、矢橋帰帆島（下水処理場）については、THE シガパークにも位置づけられており、引き続き、県内有数の観光入込客数を誇る公園として、棧橋の活用も含め、観光振興の視点で魅力の向上を推進していただきたい。

さらに、琵琶湖湖岸緑地（都市公園）は、上記の烏丸半島から矢橋帰帆島を繋ぐ動線にあり、ビワイチやキャンプなどでの活用を更に促進できるよう、当市志那地域のトイレ水洗化と歩調を合わせ、社会実験的なイベントなど、Park-PFI制度による民間活力導入に向けて前進いただきたい。

今後の当市湖辺を含む南湖の観光振興について、将来を見据え、県が積極的にリーダーシップを発揮し、当市や大津市などの南湖周辺市間の連携、湖上交通による広域観光の実現に向けた企画・調整について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

- ・ 烏丸半島には琵琶湖でも数少ない船着き場があり、中央部（9ha）の民間観光集客施設と隣接する県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森、道の駅草津との相乗効果により、今後ますますのにぎわい創出が期待されるが、湖上交通について現在定時運行がされていない。
- ・ 一方、琵琶湖博物館では、湖上交通活用連携事業として、おごと温泉に加え、令和7年度からはラーゴ大津と烏丸半島との就航を実施されている。
- ・ 琵琶湖の湖上交通については、乗船そのものが観光資源となり得るとともに、南湖周辺道路の交通渋滞緩和にも効果が期待されている。
- ・ 矢橋帰帆島については、「急がば回れ」の語源となった近江八景の「矢橋の帰帆」としての歴史があり、また、湖岸緑地には県教育委員会の船着き場が存置しているが、老朽化が進み有効活用が図れていない。
- ・ 烏丸半島については、エリアブランディングを含め、一体的な集客や管理・マネジメント組織が存在せず、県・市の各施設が個々に集客を行っており、エリアの持つポテンシャルを活かしきれていない。
- ・ 烏丸半島については、FEST.INAZUMA（旧イナズマロックフェス）により知名度が向上し、大規模イベント開催のポテンシャルはあるものの年間数日の稼働となっており、その他の十分な活用が出来ていない。
- ・ 烏丸半島からの景観は、比叡の山並みと琵琶湖を一望できるなど、季節により、また、朝夕において滋賀の魅力を満喫できる魅力的な場所であるものの、「シガリズム」の文脈において十分活用ができていない。
- ・ 琵琶湖湖岸緑地については、ビワイチの利用者を始め、県内外の利用者により、ごみやトイレ等の環境の悪化が問題となっており、Park—PFI制度を活用した活用による維持管理が求められている。
- ・ 琵琶湖湖岸緑地の志那1のトイレについて、令和8～9年度に水洗化工事を予定され、公園の利用環境の大幅な改善が期待される。

事業実施による効果

- ・ 現在、十分な活用が図られていない草津市の湖辺エリアにおいて、烏丸半島および矢橋帰帆島、琵琶湖湖岸緑地を、面的に捉え、観光誘客を強化することで、にぎわい創出や観光振興等の拠点とすることができる。
- ・ 琵琶湖辺に観光拠点を整備し、湖上交通で繋ぐことで、一つの南湖としてポテンシャルを最大限に発揮したシガリズムの観光振興を実現することにより、将来を見据えた滋賀観光の柱を創出できる。
- ・ 民間活用による琵琶湖の持続的な賑わいを創出することで、琵琶湖の持続的な保全を行うことができる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

077-561-6931

環境経済部 商工観光労政課 商工観光労政係

077-561-2351

要望先：滋賀県琵琶湖環境部 環境政策課、上下水道課

滋賀県交通まちづくり部 THEシガパーク推進課

矢橋帰帆島公園の活性化について【県への要望】

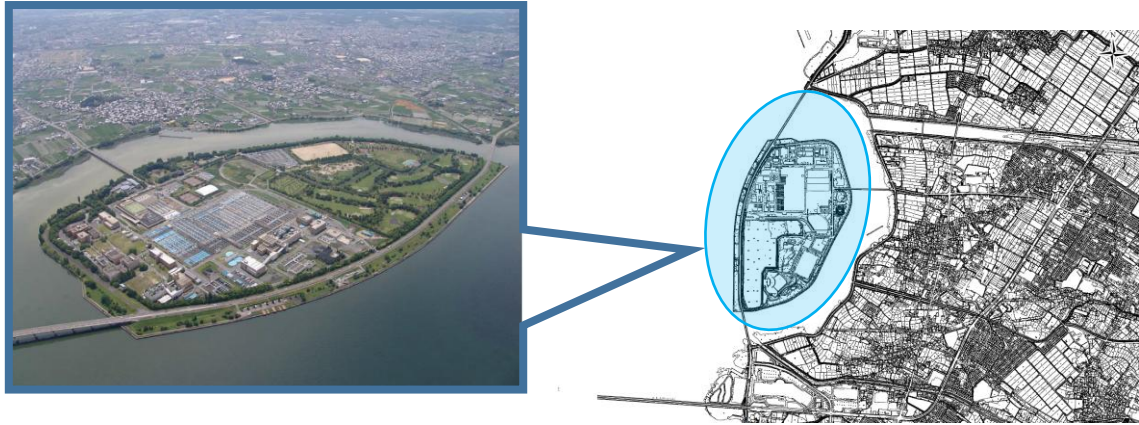
要望内容

滋賀県では、県内全体の公園の魅力を高める「THE シガパーク」という理念を掲げられ、矢橋帰帆島公園（下水処理場）についても、公園の一つとして、令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を定められ、賑わいの創出に取り組んでいただいているとともに、令和7年度には一部の遊具がリニューアルされ、令和8年度の整備完了を目指し進めていただいているところである。

地元の老上西学区まちづくり協議会においては、中間水路や湖岸緑地を含む矢橋帰帆島全域を重要な地域資源として捉え直し、令和4年度に立命館大学と連携し、「みんながつながるウォータータウン」を策定され、その実現に向けて中間水路を活用したカヌー体験会を自主開催されているところであり、本市においても地域とともにその実現に向けて積極的な取組を進めていることから、「矢橋帰帆島公園活性化方針」の具体化については、河川区域を湖岸緑地の公園区域に含めることを検討いただき、周遊路の整備など、地域の意向を踏まえて実施いただくとともに、淡海環境プラザについても、地域の環境保全活動等と連携を図り、「THEシガパーク」の公園の中でも唯一下水処理場があるという特徴を活かし、矢橋帰帆島公園と中間水路とが身近な自然「環境」を学べる拠点となるよう、湖岸緑地公園を含め、矢橋帰帆島の一体的な利活用について検討をいただきたく、特段の配意をお願いしたい。

これまで本市や老上西学区まちづくり協議会が下水道課とともに取り組んできた「矢橋帰帆島公園活性化方針」の協議内容や開かれた帰帆島の理念を新設されるTHEシガパーク推進課に引き継いでいただきたい。

位置図



現状と課題

- ・ 矢橋帰帆島公園は、大型遊具や多目的グラウンド等が設置されており、市内外から年間30万人を超える利用者があるが、遊具点検の結果、安全面を考慮して広場にある15の遊具のうち6つの遊具が令和5年9月以降使用禁止となっており、令和7年度に一部更新、令和8年度には全体の整備完了が予定されている。また、施設によっては利用率が低いこともあり、広大な敷地の有効活用に課題がある。
- ・ 令和5年度に「矢橋帰帆島公園活性化方針」を策定されており、その実現に向けて地域の声を聞きながら、周遊路の整備や、駐車場の有料化に向けた意向調査と方向性の検討に現在取り組まれている。
- ・ 老上西学区まちづくり協議会においては、大学の知見を得ながら、県担当部局にも参画いただいたワークショップにより策定した「みんながつながるウォータータウン」の実現に向けた第一歩として、中間水路でのボランティア団体による周辺清掃活動や、県担当部局や淡海環境プラザに協力頂くことで帰帆島に浮棧橋を設置し、そこからカヌー体験会を行うといった取組を進めている。
- ・ 淡海環境プラザは環境保全に関連した施設であり、令和5年度から令和6年度にかけて展示内容のリニューアルをいただいたが、地域から更なる活用に向けた意見がある。
- ・ 矢橋帰帆島の湖岸緑地部分は、都市公園であり、下水処理場の附属施設である帰帆島公園と法体系や管理体系が異なることから、矢橋帰帆島としての一体的な整備やマネジメントが難しい状況になっている。

事業実施による効果

- ・指定管理者制度やP a r k－P F I制度に準じた整備手法などにより、民間活力を活かした優良な投資を誘導し、管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上や利用者の利便の向上を図ることで、新たなにぎわい創出や地域振興の推進が期待できる。
- ・当市の湖辺の地域振興につながり、草津市版地域再生計画に基づく持続可能なまちづくりが推進できる。
- ・滋賀県有数の観光入込客数を誇る公園として、滋賀県南部の水辺エリアにおける観光振興にも寄与し、びわ湖の「水環境」に触れ、学べる公園として、「T H E シガパーク」の理念の実現が図れる。

担 当：都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係
T E L：0 7 7－5 6 1－6 9 3 1

要望先：滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課

JR南草津駅周辺エリアの交通対策について 【県への要望】

要望内容

JR南草津駅周辺エリアについては、交通渋滞の発生により、路線バス等の運行に支障が生じており、公共交通の定時制が損なわれている状況である。

県におかれては、滋賀県都市計画基本方針に示されている拠点連携型都市構造の実現に向けて、駅へのアクセス道路や駅前広場の整備・機能拡充等により、地域公共交通ネットワークの中心となるバス交通の利用を促進し、走行環境を改善する対策の推進について特段の配慮をお願いしたい。

また、滋賀地域交通計画において、目指す地域交通の姿を「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」とされている県において、引き続き、南草津駅周辺エリアの交通渋滞の解消、ならびに公共交通の定時性等が確保されるスムーズな運行による利便性の向上を図るために、広域的な交通対策について共に取り組んでいただきたい。

位置図



現状と課題

- ・ＪＲ南草津駅前東口ロータリー内の混雑は、ロータリー付近の信号機の運用変更などにより一定の改善を図ることができた。
- ・一方、周辺道路においては依然として交通渋滞が発生しており、路線バス等の定時性が損なわれている。
- ・駅周辺における渋滞緩和や定時性確保については、依然として課題があることから、引き続き、市・県・県警および立命館大学をはじめとする各関係機関が連携し、びわこ文化公園都市・交通活性化タスクフォースなど、様々な協議の場において、中長期の交通対策について検討する必要がある。
- ・滋賀県において、「拠点連携型都市構造」の実現に向け、道路アクションプログラム２０２３で取り組む道路整備に加えて、公共交通へのシフトを図る取組について今後推進することとされている。
- ・今後の対策実施の際にも南草津駅周辺を含む広域的な交通対策や駅前広場の整備・機能拡充等について、県の支援が不可欠である。

事業実施による効果

- ・県が目指す地域交通の姿である「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現に結び付くとともに、滋賀地域交通計画の実施方針の１つである「日常生活を送るために必要な移動、「行かなくてはならない移動」を支えるための地域交通の維持」に繋がる。
- ・バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現できる。
- ・自家用車から公共交通への利用転換により、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和等が図れる。

担 当：都市計画部 交通政策課 交通政策係
TEL：０７７－５６１－２３４３

重点要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課
滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課



(都) 平野南笠線の整備促進について【県への要望】

要望内容

(都) 平野南笠線については、県の目指す広域道路ネットワーク形成において、「環びわこ放射状ネットワーク」における放射状道路を構成する路線のひとつであり、滋賀県道路整備アクションプログラム2023において、国道1号以東の区間を、拠点間ネットワーク整備事業として位置付けていただいた。

当市においても、第6次草津市総合計画において、将来のまちの構造における「環状軸」として位置付けており、新浜工区((都) 大江霊仙寺線～(都) 大津湖南幹線)については、県に協力いただきながら事業を進めていくこととしている。

引き続き、(都) 平野南笠線の整備を推進していただくとともに、現在県において検討されている、びわこ文化公園都市周辺における交通課題解決のための施策とも整合を図られるよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

(都) 山手幹線の供用開始や、びわこ文化公園都市の施設拡充により、交通量の増加が見込まれることから、幹線アクセス道路の整備が必要となる。

湖南地域において、各南北軸の主要な幹線道路を結ぶ東西アクセス道路が整備されておらず、交通混雑が発生している。特に、新名神高速道路草津田上 I C からの東西アクセス軸として、(都) 大津湖南幹線、国道 1 号、京滋バイパス、(都) 山手幹線、さらには大津市平野までを東西に連絡する広域的な幹線軸となる道路整備が急務である。

なお、令和 7 (2025) 年度から道路予備設計に取り組んでいる。今年度は、引き続き予備設計を進めていただくとともに、びわこ文化公園都市内の施設横つなぎバスの実証運行などに取り組んでいただくと聞いている。

事業実施による効果

- 1 大津湖南地域と名神・新名神のアクセス性が向上するとともに、開通が予定されている新名神の区間（大津 J C T ～城陽 J C T ・ I C）との相乗効果により、県外との交流ネットワークが充実し、リニア中央新幹線開通後を見据えた近畿圏と中部圏との更なる交流の活発化が期待でき、産業振興に寄与できる。
- 2 周辺幹線道路のネットワーク効果が高まり、大津湖南地域の交通渋滞の緩和と産業振興に大きく貢献できる。
- 3 びわこ文化公園都市内に整備された滋賀アリーナや県立美術館などの施設への、県内外からの来訪者の利便性をより向上させることにより、利用促進を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係

TEL：077-561-1501

都市計画部 都市地域戦略課 都市地域戦略係

TEL：077-561-6931

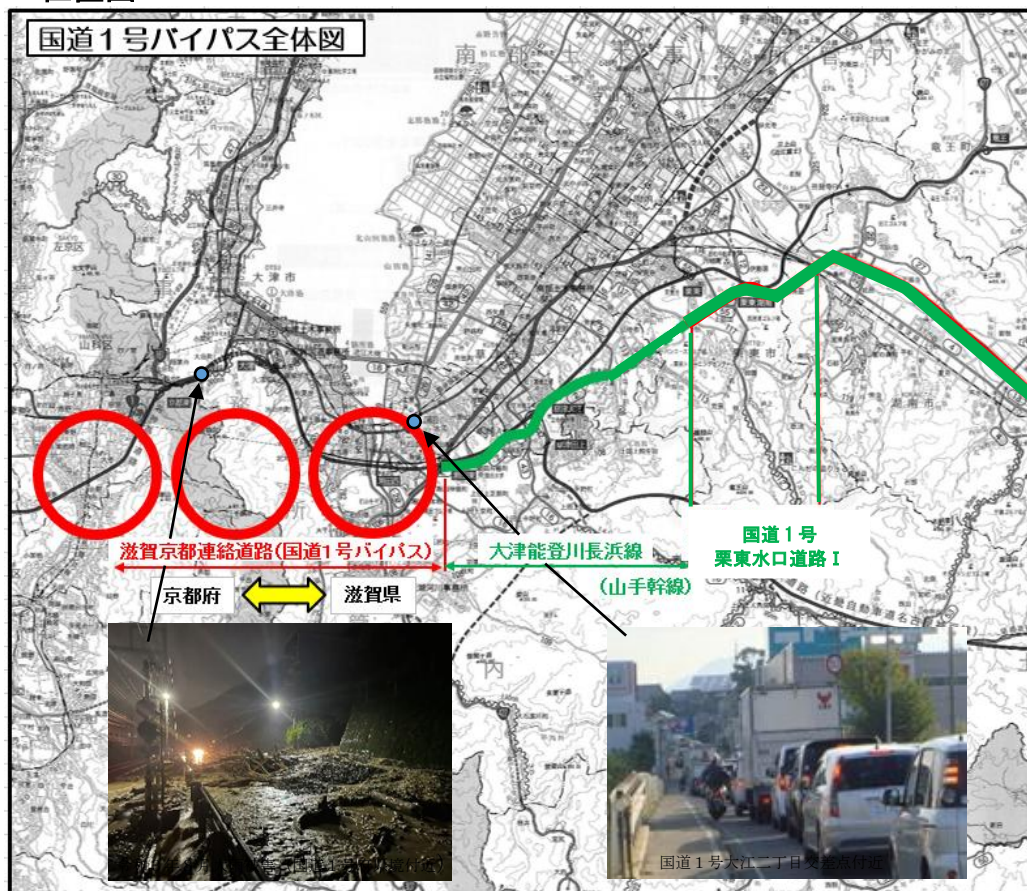
要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課

滋賀京都連絡道路の整備について【国への要望】

要望内容

主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）および栗東水口道路Ⅰ供用後の影響を鑑み、その先線の道路ネットワークとして、滋賀京都連絡道路の整備に向け、計画段階評価を進めるための調査を着実に推進し、早期に事業化するよう、引き続き国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

国道１号は、県内の商工業や物流など経済活動に重要な道路であるが、草津市内はもとより滋賀・京都間において未だに２車線区間であり、交通の集中による慢性的な渋滞により経済・産業活動が大きく阻害されている。

また、令和５（２０２３）年１月の大雪や令和３（２０２１）年８月大雨被害のほか、過去には平成２５（２０１３）年９月の台風１８号による豪雨や大雪により、国道１号に加え名神高速道路等の府県境の道路ネットワークが長時間にわたり寸断されたこともあり、その社会的影響を鑑み、機能強化が必要な状況となっている。

国道１号栗東水口道路および主要地方道大津能登川長浜線（（都）山手幹線）の整備が完了したところであるが、その先の滋賀・京都間の国道１号がボトルネックとなっていることから、草津市域の幹線道路においてさらなる渋滞が引き起こされることが懸念されている。

事業実施による効果

- 1 国道１号のバイパス機能を発揮されることと併せて、新名神高速道路草津田上ＩＣとの接続が円滑化されることにより、広域基幹道路のネットワークが強化され、現国道１号の渋滞緩和による安定的・持続的な産業・経済の成長が期待できる。
- 2 災害時においても、確実な交通が確保されることにより、地域住民の安全・安心な生活の実現に貢献される。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：０７７－５６１－１５０１

重点要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部 流域政策局



草津川上流部の河川改修の促進について【県への要望】

要望内容

近年、異常な豪雨が頻繁に発生し、草津川上流部では、令和3(2021)年8月大雨被害など、護岸洗掘による破堤被害の危険性が増しつつあるため、市民の生命財産を守るためにも、令和5(2023)年度末に策定された、「滋賀県河川整備5か年プラン」において、工事実施区間に位置付けられた区間について、地域と連携した着実な事業実施をいただくとともに、引き続き、工事準備区間・整備検討区間の早期事業化について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一級河川草津川は、金勝川との合流点から上流部は依然として著しい天井川の形態を呈し、改修がなされておらず、河床の土砂堆積や、護岸等が老朽化している箇所が見受けられる。平成25（2013）年9月の台風18号では、草津川の堤防が一部崩れ、甚大な被害が発生するおそれのある状況であった

当該河川は、集落から最大7～8mの高さがある天井川であり、特に、美濃郷川との合流部においては、「草津市洪水・内水ハザードマップ」で浸水深5m以上となっている区域もあり、過去にも内水氾濫を繰り返している。

近年全国的に想定を超えるような降雨による甚大な被害も発生していることから、水害に対する市民の不安が高まっており、安全・安心な市民生活確保のため、早急に河川改修を図る必要がある。

令和5（2023）年度に「甲賀・湖南圏域河川整備計画」を変更の上、策定された「滋賀県河川整備5か年プラン」において、金勝川合流部から名神高速道路までを工事实施区間、名神高速道路から山手幹線までを工事準備区間に位置付けいただいた。令和8（2026）年度からの工事着手に向け、詳細設計、地元説明等を進めていただいている。

事業実施による効果

- 1 甚大な水害が予想される当該河川の改修により、流域の治水安全度が飛躍的に向上し、安全・安心な市民生活を享受することができる。
- 2 浸水リスクの低減により、市街地の発展や地域の活性化が期待できる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県県土整備部 流域政策局、用地事業支援課

一級河川および県有地の適正な維持管理について 【県への要望】

要望内容

治水安全度の向上および周辺住民の生活環境の向上を図るために、草津川をはじめとした市内の一級河川や草津川廃川敷等の県有地における年2回の草刈、不法投棄防止を含むパトロール強化、立木伐採の適時実施および計画的な浚渫に取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

また、河川愛護活動事業については、参加団体が減少するなど、団体の負担が大きいため、実情に応じたより一層の制度の見直しに取り組んでいただくよう特段の配慮をお願いしたい。

写真



十禅寺川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



伊佐々川

西渋川一丁目地先（土砂堆積）



狼川

南笠町地先（雑草繁茂・土砂堆積）



草津川廃川敷

上笠四丁目地先（雑木・雑草繁茂）

現状と課題

草津川廃川敷および一級河川、特に草津川については堤体が広大で、夏季には雑草や雑木が繁茂して害虫等が発生しているとともに、土砂堆積により、増水時に水位が上がりやすい状況であり治水安全上の懸念がある。昨年度は、草津川(西矢倉地先)などの浚渫を実施いただいたが、年1回の草刈では雑草が繁茂している状況である。他の一級河川においても、雑草繁茂により、不法投棄が行われる場所となり、その対応に苦慮している。

また、沿川農用地の利用者や周辺自治会が河川愛護等により清掃作業に取り組んでいただいているものの、高齢化等により作業参加に限界がある団体が増加していることから、河川愛護活動事業に対する支援や制度設計の見直しが必要であり、加えて、引き続き河川管理者による適切な維持管理が必要である。

事業実施による効果

- 1 適正な管理により、治水安全度の向上や、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保できるとともに、農作物への害虫被害が軽減されるなど、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出につながる。
- 2 廃川敷地の有効利用が図れるとともに、良好な生活環境の確保もできることから、これらを生かした地域のまちづくりにつながる。
- 3 事業参加に限界が近づく地域団体においても、河川愛護活動事業の継続が可能となる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課

一般国道1号月輪電線共同溝の整備について 【国への要望】

要望内容

一般国道1号については主要幹線道路であるが、2車線で無電柱化されていない区間があり、災害時の緊急輸送に支障をきたす可能性があることから、災害時における緊急輸送道路の機能を確保できるよう、順次、無電柱化を推進いただきたく、特に令和5（2023）年度から事業化いただいている月輪電線共同溝の整備推進について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真



現状と課題

一般国道 1 号については緊急輸送道路であるが、草津市域において、2 車線で無電柱化されていない区間（京滋バイパスとの分岐部から大津市域界まで）があることから、災害時に電柱が倒壊した場合、緊急車両の通行が遮断される可能性がある。

また、生活道路でもあることから、歩行者の通行も多く、安全で快適な歩行空間の整備が求められる。

事業実施による効果

- 1 電線共同溝を整備し無電柱化することで、国道 1 号の災害時における緊急輸送道路を確保することができ市域の救急支援活動に寄与する。
- 2 安全で快適な歩行空間および良好な都市景観の形成を図ることにより、安全・安心で魅力的なまちづくりに寄与する。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

重点要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部 流域政策局



市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について【県への要望】

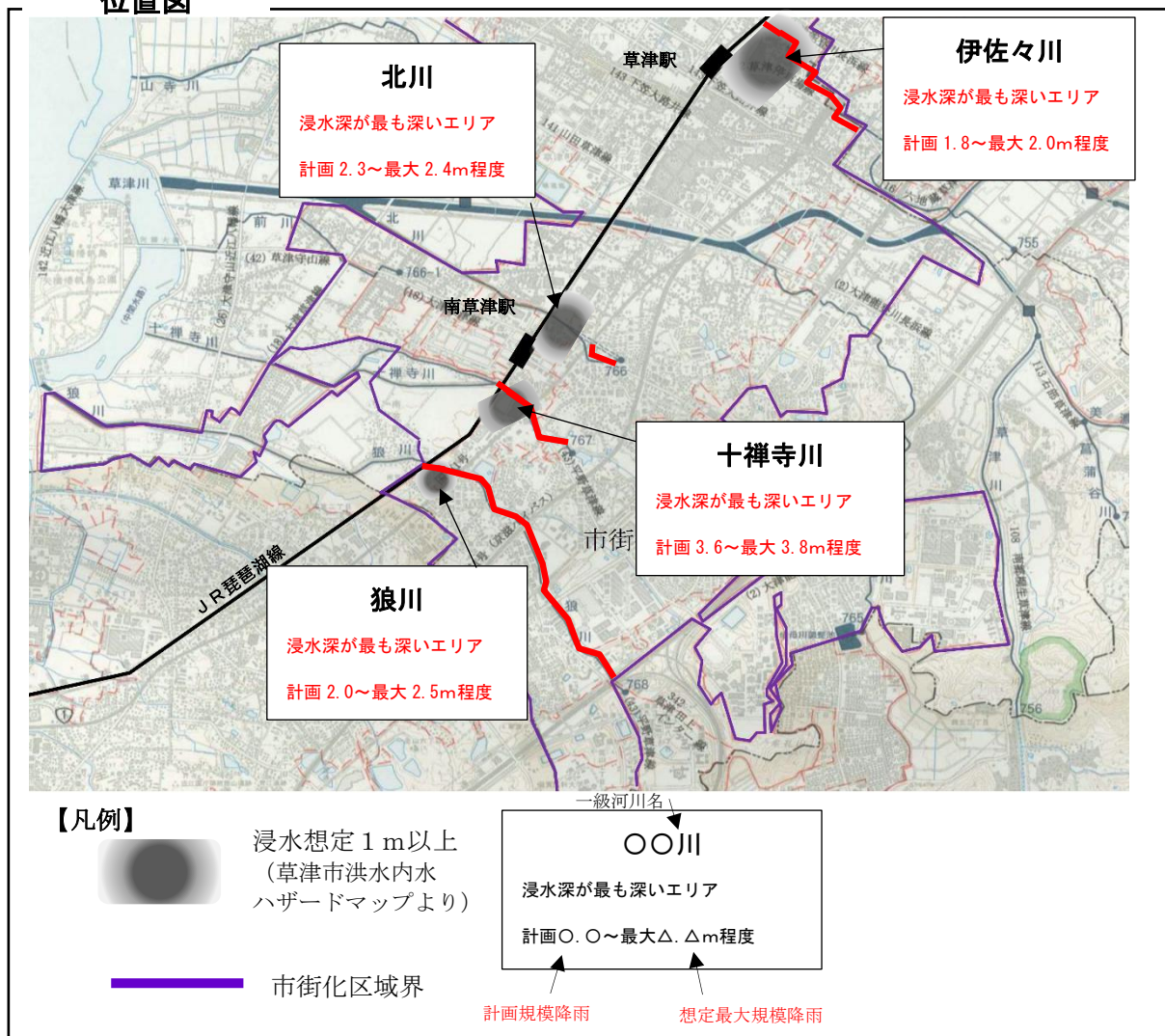
要望内容

市街地において一級河川上流部が未改修となっていることから、大雨や台風などによる浸水被害軽減のため、当市が実施する公共下水道（雨水）整備の吐口となる、一級河川北川、狼川、十禅寺川、伊佐々川の改修を積極的に進めていただきたい。

特に河川整備計画に位置付けのある下記の河川について、特段の配意をお願いしたい。

- ① 北川（国道1号より上流0.3km）の早期完成
- ② 狼川（調査検討区間1.8km）の概略設計

位置図



現状と課題

平成25（2013）年9月の台風18号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川は国道1号下流側まで、十禅寺川・狼川はJR交差部下流側まで改修済みであるが、市街化区域内の住宅密集地となっている上流部が未改修であり、天井川のままでは治水安全度が低く危険な状況である。

草津市洪水・内水ハザードマップにおいては北川、十禅寺川、狼川、伊佐々川のJR交差部上流域では浸水深が1.8m～3.8m程度の範囲が存在し、すべての河川が市街化区域内にある天井川である。

これら市街地の浸水被害軽減のために当市では雨水施設整備を実施したいが、その流末となる一級河川が改修できていないことから事業実施に支障をきたしている。

事業実施による効果

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活につながる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

重点要望(継続)

要望先：滋賀県交通まちづくり部 住宅課



公営住宅建替事業への支援について【国への要望】

要望内容

老朽化が進んだ公営住宅の建替について、早期に事業着手が必要な団地を選定するため、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、計画の中で最も優先順位が高かった木川団地、西一・下中ノ町団地について建替事業に着手するものである。

建替事業に必要となる業務を実施するにあたり、円滑な事業実施が図れるよう交付金要望額の重点的な確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

建替後イメージ図



木川団地建替イメージ（共同住宅タイプ）

※上記パース図は、あくまでイメージであり、実際に建てる市営住宅とは異なります。

現状と課題

市中心部の小規模団地には法定耐用年限を間近に迎える住戸を保有しており、それらの更新が課題となっている。住宅政策における上位計画である「草津市住生活基本計画」で想定する公営住宅等の需要に適切に対応するために必要なストックの構成を早期に整えるとともに、「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、建替により集約化を進め、維持管理コストの縮減を図っていく必要がある。

建替事業は、現地建替を予定しているため、高齢な入居者等に仮移転および本移転をお願いする必要がある。

入居者に複数回の転居を求める事業であり、入居者の生命財産を守る観点から着実な事業実施が求められている。

事業実施による効果

老朽化が進む公営住宅について、高齢者や子育て世帯等に優しい公営住宅の整備を行うことにより、高齢化が進み、公営住宅等への居住ニーズが高まる中、適切に高齢者等の住宅確保要配慮者等の居住の安定と集住を進め、住宅に困窮される市民に対し、平時・有事を問わず安全で快適な住まいの供給が可能となる。

担 当：建設部 市営住宅課 市営住宅係
TEL：077-561-2395

重点要望(継続)



要望先：滋賀県交通まちづくり部 交通まちづくり政策課

草津川跡地の整備に対する支援について 【国への要望、県への要望】

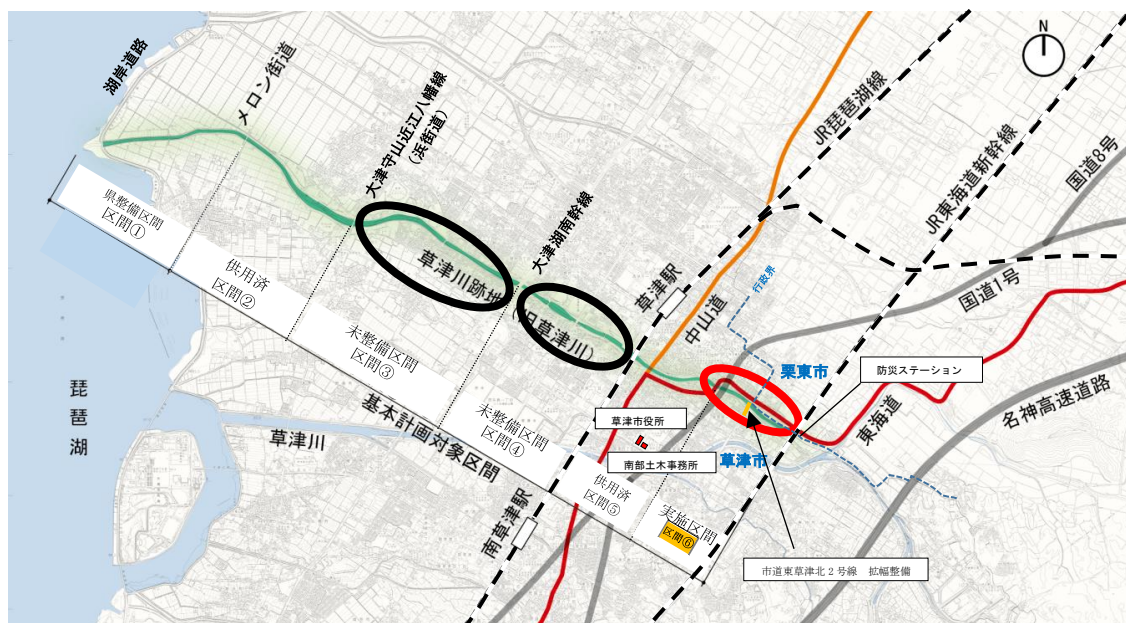
要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

今回の整備区間にあたる区間6について引き続き、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政支援と栗東市との共同事業のための支援、調整について、特段の配慮をお願いするとともに、関連事業である市道東草津北2号線の拡幅整備も含め、計画どおりの事業進捗が図れるよう支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、将来的な事業実施にあたっても、国および県からの支援について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

草津川跡地整備事業は、平成23（2011）年に策定した草津川跡地利用基本構想および平成24（2012）年度に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、草津川跡地を琵琶湖と市街地を結ぶみどり軸として整備しているが、関連する市道の整備も含め事業には多額の費用が必要となることから、事業を計画的に推進し、早期の整備効果発現を行うためには社会資本整備総合交付金要望額の確保が必須である。

また、平成25（2013）年3月に締結した県との覚書に基づき、引き続き、県の財政支援と、区間6において栗東市の事業が円滑に進められるよう調整していただく必要がある。

事業実施による効果

- 1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいとやすらぎを与えることができる。
- 2 天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。
- 3 琵琶湖湖岸から防災ステーションまでを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができ、沿線住民の一次避難地としての役割を果たすことができる。
- 4 新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。
- 5 当市だけでなく県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等から観光客増加が見込まれる。
- 6 関連する市道の拡幅整備により、草津川跡地（区間6）と都市計画道路矢倉草津線（ふれあいロード）を結ぶ道路が確保され、国道1号・栗東方面への利便性を向上させることができる。

担 当：建設部	草津川跡地整備課	整備管理係	TEL：077-561-6867
	道路課	管理用地係	TEL：077-561-2390

重点要望(継続)

要望先：滋賀県琵琶湖環境部 上下水道課



湖南中部浄化センターにおける中間水路の水質改善について【県への要望】

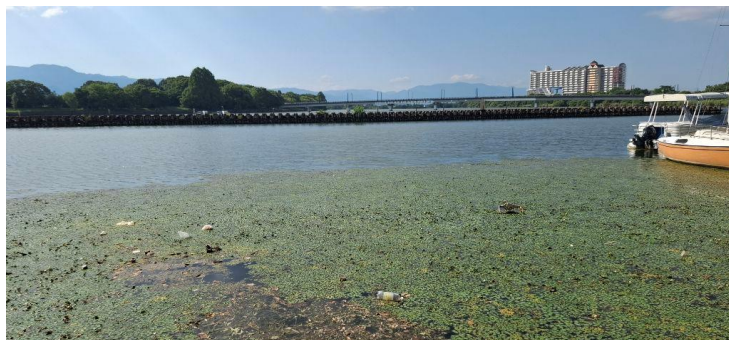
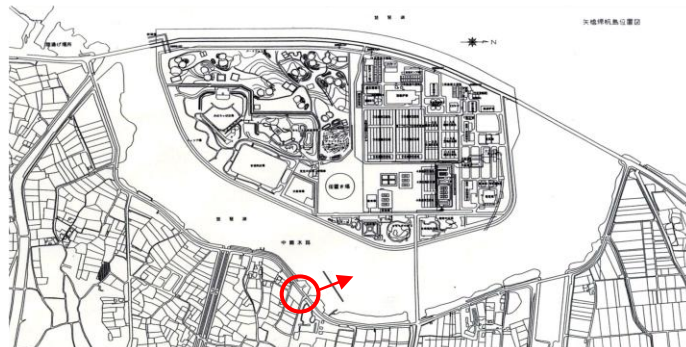
要望内容

湖南中部浄化センターにおける中間水路は、水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留により景観の悪化や船舶航行の障害となっている。特に夏場には臭気が発生し、生活環境への悪影響や帰帆島のイメージダウンにつながっているため、毎年、除草や浮遊ゴミ等の撤去を実施いただいているが、抜本的な解決には至っていない。

このため、令和7年度に水流発生装置の実証実験を実施され、現在、その効果を検証のうえ、中間水路の抜本的な水質改善に向けた検討を進めていただいているところであり、具体的な対策を早期に実施いただくよう特段の配意をお願いしたい。

位置図

〔中間水路〕



中間水路の状況

現状と課題

現在の中間水路における水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留は、湖流の停滞による水質の悪化や低層の低酸素化、湖底のヘドロ化など、従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、船舶航行の障害や腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状況が続いている。

また、オオバナミズキンバイの大規模群落の除去は完了したが、ヒシ等が樋門や河口に大量繁茂し、浮き草やゴミが大量に溜まり、臭気や景観の悪化を起こしている。

[中間水路の水草除草の推移]

毎年除草を行っていただいているものの、環境改善にまで至らず、抜本的な解決になっていない。(単位：㎡)

年 度	合 計	ヒシ 表 層	ヒシ 根こそぎ	オオバナミ ズキンバイ
令和 3 年度	81,000	43,000	38,000	0
令和 4 年度	160,200	40,200	120,000	0
令和 5 年度	112,000	30,000	82,000	0
令和 6 年度	100,000	20,000	80,000	0
令和 7 年度	100,000	20,000	80,000	0

※実績値は滋賀県からの提供

事業実施による効果

- 1 矢橋帰帆島の中間水路の改善対策を行うことにより、帰帆島のイメージアップが図れ、多くの県民や県外からの利用者にとって、憩いの場として親しんでもらえる施設となる。
- 2 水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留などの改善対策により、周辺住環境に及ぼす悪影響を低減し市民生活の向上が図れる。

担 当：上下水道部 上下水道施設課 管理係
TEL：077-561-2402

学校施設環境改善交付金の確実な事業採択ならびに補助単価および上限額の引き上げについて 【国への要望】

要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択ならびに補助単価および上限額の引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

当市の小中学校については、昭和40年代後半から50年代に建築した施設が多く、建物やトイレなどの設備の老朽化が進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。

また、グラウンドについても経年劣化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。

については、自治体において年度当初から円滑な事業実施ができるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択ならびに補助単価および上限額を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

<令和9年度実施予定工事等>

- ・笠縫小学校長寿命化改修1期工事
- ・常盤小学校トイレ改修工事
- ・玉川小学校体育館トイレ改修工事
- ・志津小学校校舎棟非構造部材改修1期工事
- ・矢倉小学校グラウンド改修工事

事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係
TEL：077-561-2426

小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

要望内容

年度当初から欠員が生じないように、小中学校に正規職員を適正に配置いただきたい。また、臨時講師・非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配意をお願いしたい。

さらに、国が進める学校の指導・運営体制の充実に向け、専科指導教員（教科担任制・英語専科）や生徒指導担当の拡充についても、正規職員の配置となるよう特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

当市中学校においては、生徒数の増加と特別な支援を要する生徒の増加により学級数が増加する中、正規職員を担任や加配教員全てに配置できていない状況であり、欠員数が多いため、定数どおりの必要な正規職員の確保をまずもってお願いしたい。そのことが、何よりも子ども達の健全な育成・教育の充実さらには、教員の働き方改革に資するものであると認識する。

その上で、小中学校における年度途中の休務者の補充においては、臨時講師で対応することとなり、この臨時講師は、市町や学校において探すこととなっている。近年の育休制度改善による育休取得者の増加・長期化と病休者の増加により、講師採用に苦慮し多くの労力を費やしている現状があり、このことは県内の市町における全体的な課題であることから、WLB（ワーク・ライフ・バランス）枠教員の配置等の改善はいただいているものの、引き続き、臨時講師・非常勤講師の人材確保や学校現場に適した人材の紹介等のシステムの構築を県において図っていただきたい。

国においては、少子化を見据えた中において小学校における英語を含めた教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当職員の配置などの施策を打ち出しておられるが、こうした職員の配置については、正規職員の純増による配置となるよう特段の配意をお願いする。

事業実施による効果

- ・学級担任の不在や教務による代行などによる、こどもや保護者の不安を和らげるとともに、スムーズな学級経営・学習指導を行うことができる。
- ・専科指導教員（教科担任制・英語専科）の指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させることができる。
- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。
- ・小学校に英語専科教員の全校配置とそれに応じた効果的な運用システムを構築することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高めていくことができる。
- ・中学校におけるきめ細やかな生徒指導が可能となる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 教職員係
学校政策推進課 学校政策推進係
TEL：077-561-2436
077-561-6981

特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について 【国への要望、県への要望】

要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の３点について特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの専任化
- ・ 医療的ケアのための看護職員配置事業における県補助制度の基準緩和、ならびに人材確保のための体制整備と補助制度の拡充(単価の引き上げ)に関する国への働きかけ
- ・ 合理的配慮コーディネーターの増員および県補助制度の基準緩和

要望理由

- ・ 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の中で、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めることと明記されている。児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験、関係機関との連携、校内就学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難である。
- ・ 医療的ケアのための看護職員は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っているとともに、医療的ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員であるにもかかわらず、看護師が不足しており人材確保が困難である。令和６年度の県補助制度の実施要領の変更に伴い、児童生徒の障害の状況によって補助事業対象となるモデル校数が減少したことから、インクルーシブ教育システムの構築に遅れが生じる。

- ・「地域で学ぶ」支援体制強化事業である合理的配慮コーディネーターについては、補助要件に該当しない学校にも支援対象児童生徒が在籍しており、補助金の対象外となっているため十分な支援ができない状況にある。また、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」において示されている合理的配慮例による「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する」ことが難しい。また、令和8年度施行の実施要項においては、補助対象が通常の学級に拡大されたものの、上記状況の改善を図るための見直しとしては不十分である。

現状と課題

【現状】 令和8年度4月

- ・ 特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒の在籍校と児童数
17校 39名
- ・ 合理的配慮コーディネーターと対象児童数
11校に配置 コーディネーター11名 児童数28名
- ・ 医療的ケアのための看護職員と対象児童
7校に配置(うち県補助対象は1校) 看護職員7名 児童数7名

【課題】

- ・ 特別支援教育コーディネーターが他の業務も担っている現状においては、すべての就学相談の対応が困難である。
- ・ 医療的ケアのための看護職員の人材が安定的に確保できないことが影響して、保護者の職の安定につながっていない。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築を進めるために合理的配慮コーディネーターの配置に係る補助金事業が実施されているところ、令和4年度、令和6年度の実施要領の変更により、補助事業対象となるモデル校数が減り、インクルーシブ教育システムの構築が遅れる。
- ・ 実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しているにもかかわらず、特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が1学級に2名以上在籍し、かつ当該特別支援学級に児童生徒が4名以上在籍する学校にのみ配置されているため、基準に満たない学校において、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に対応することが難しい。
- ・ 合理的配慮コーディネーターのコーディネーターとしての職務増加に伴い、人材確保や育成が難しい。

事業実施による効果

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られ、相談の充実、個に応じた教育を一層推進することができる。
- ・ニーズに応じた看護師の配置を実施することで、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るとともに、担任や全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーターにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ共生社会をめざす学校づくりを推進することができる。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員の配置数が増えることで、インクルーシブ教育システムの構築を推進することができる。
- ・合理的配慮コーディネーターおよび医療的ケアのための看護師の配置の充実を図ることで、保護者や児童生徒が就学先として地域の小中学校を選択するとともに、教職員が適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局

児童生徒支援課 児童生徒支援係

TEL：077-561-2437

重点要望(継続)

要望先：滋賀県観光文化スポーツ部 文化財保護課



歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等の適切な確保について【国への要望】

要望内容

国指定史跡である芦浦観音寺跡や草津宿本陣の史跡整備や埋蔵文化財発掘調査について、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等を用いて取り組んでいる。令和8年度の史跡整備においては要望額が措置される見込みであるが、継続して適正な補助金配分がなされるよう国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

- ① 史跡整備と埋蔵文化財発掘調査を共に進める本市にとって、事業の進捗には国庫補助金の取り込みが必須と考えているが、要望額に対し交付額が下回ることがある。
- ② 史跡整備事業全体のスケジュールに遅れを生じさせないよう、今後の事業実施に係る継続的な財源の確保が重要である。
- ③ 埋蔵文化財発掘調査については、本市は全国でも稀な人口増加自治体であり、市内の開発行為の増加に連動して発掘調査の件数・量とも多く、調査に要する財源確保は重要である。

以上から、適正な補助金配分がなされないと、自治体の文化財行政や開発対応が遅延し、市民生活にも影響が出ることから、適切な補助金額の確保が必要である。

事業実施による効果

- ・ 史跡整備の補助金が必要額確保されることで、計画どおりのスケジュールで適切な史跡整備ができる。
- ・ 埋蔵文化財調査については、市民が必要とする住宅整備を滞らず進めることができる。

担 当：教育委員会事務局 歴史文化財課 文化財保護活用係
TEL：077-561-2429

一般要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課、農村振興課



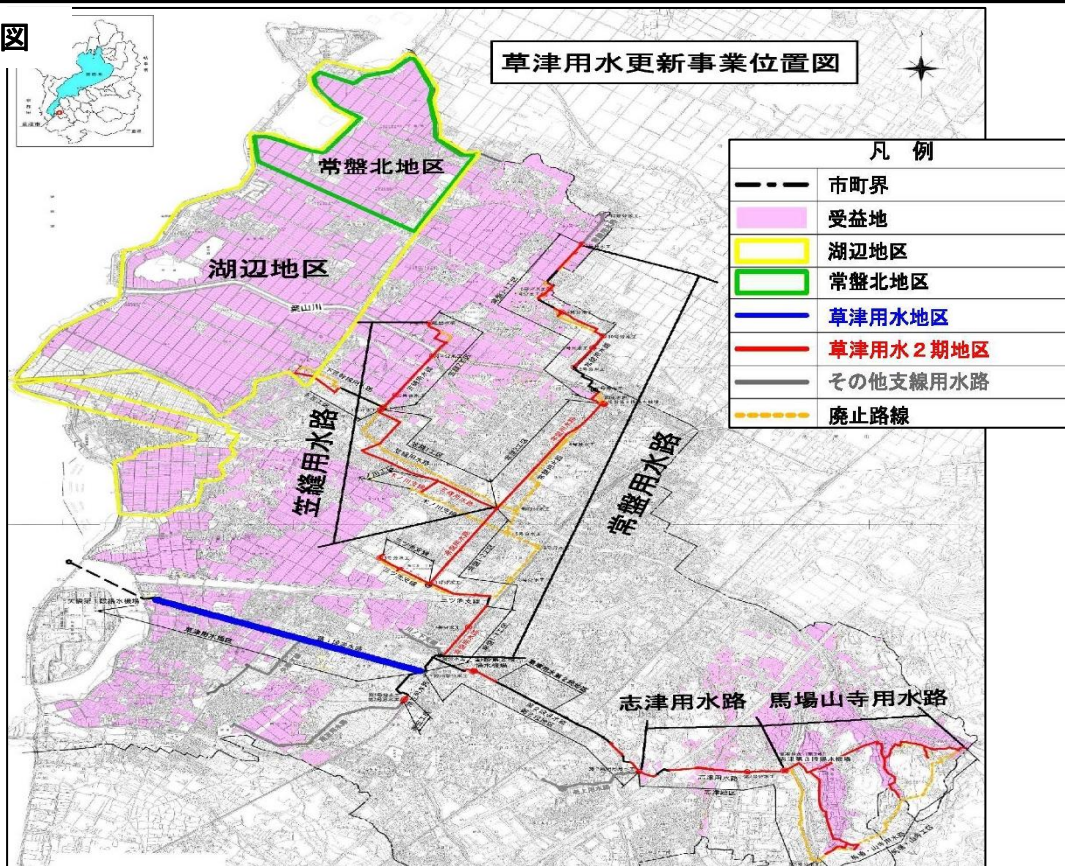
かんがい排水事業の推進について 【国への要望、県への要望】

要望内容

草津用水2期地区について、平成28年度から事業着手し、現在鋭意進めていただいておりますが、事業期間である令和10年度までの4年間で事業完了するよう、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配慮をお願いしたい。また、当市の西北部湖辺地区における用水管更新（石綿管）についても、令和5年度に着手いただき、令和14年度までの事業期間であるが、老朽化による破損事故の防止の観点から、早期の事業完了ができるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配慮をお願いしたい。更に、経営体育成基盤整備事業、常盤北地区について、令和6年度に着手いただいたところであるが、早い事業効果を得るためにも、事業計画期間の令和13年度までに、事業が完了できるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配慮をお願いしたい。

一方、電力料金や資材価格をはじめ物価の高騰に伴う維持管理コストの増大については、土地改良区にとって、死活問題であるため、引き続き国・県の支援が頂けるよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

《県営草津用水 2 期地区》

草津用水更新事業については、事業計画の受益者に同意を得、事業賦課金を徴収しているので、円滑に事業を執行する必要がある。

また、常盤、笠縫用水路等について、市街地家屋の下に埋設されており、土地改良施設の老朽化が進行していることから、早急な対応が必要である。

《県営湖辺地区 石綿管等更新事業》

当該事業については、施設整備後 40 余年を経過し老朽化による破損事故が生じていることから、計画的に事業の進捗を図る必要がある。

湖辺地区農業活性化プロジェクトチーム（地元事業実施委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、JA レーク滋賀、草津用水土地改良区、草津市農業委員会、当市）において、用水管（石綿管）更新と併せ、老朽化しているその他の土地改良施設の更新、また持続的で効率的な営農が可能となるよう農地の集積・集約化を行う、県営常盤北地区の基盤整備事業を進めることで、地域農業者の気運や理解を深め、他地区の事業着手に繋げる必要がある。

《電力料金等》

琵琶湖を水源とした農業用水の供給には、揚水機の運転に多くの電力を必要とするため、草津用水土地改良区においては、電力料金が運営経費の大部分を占める状況である。令和 4 年度からの電力料の高騰は高止まりの状況で、令和 3 年度の電力料と比較して約 25% 増、金額にして年間約 1 千万円の増額状態となっている。また、資材価格などの物価の高騰に伴う維持管理コストは増大しており、改良区運営に支障をきたしている。一方、現在の農業の経営は厳しく、大幅な賦課金の値上げは困難な状況であることから、適正な賦課金単価による健全な土地改良区の運営を行うには、電力料金の安定化および農事用電力料金プランの継続、水利施設管理強化事業の強化等、更なる金銭的な改良区への支援が必要である。

事業実施による効果

- ・ 用水管および土地改良施設の更新を進めることにより、突発的な漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。
- ・ 農業用水の安定的な供給や、老朽化した土地改良施設の更新を行うことにより、本地域の生産性を向上するとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

一般要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課

2 削減を
ゼロに



12 つくる責任
つかう責任



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



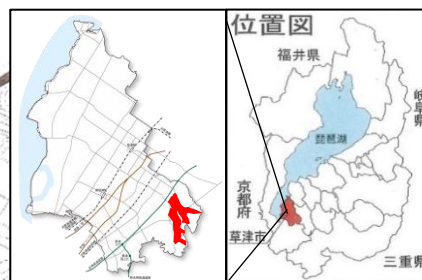
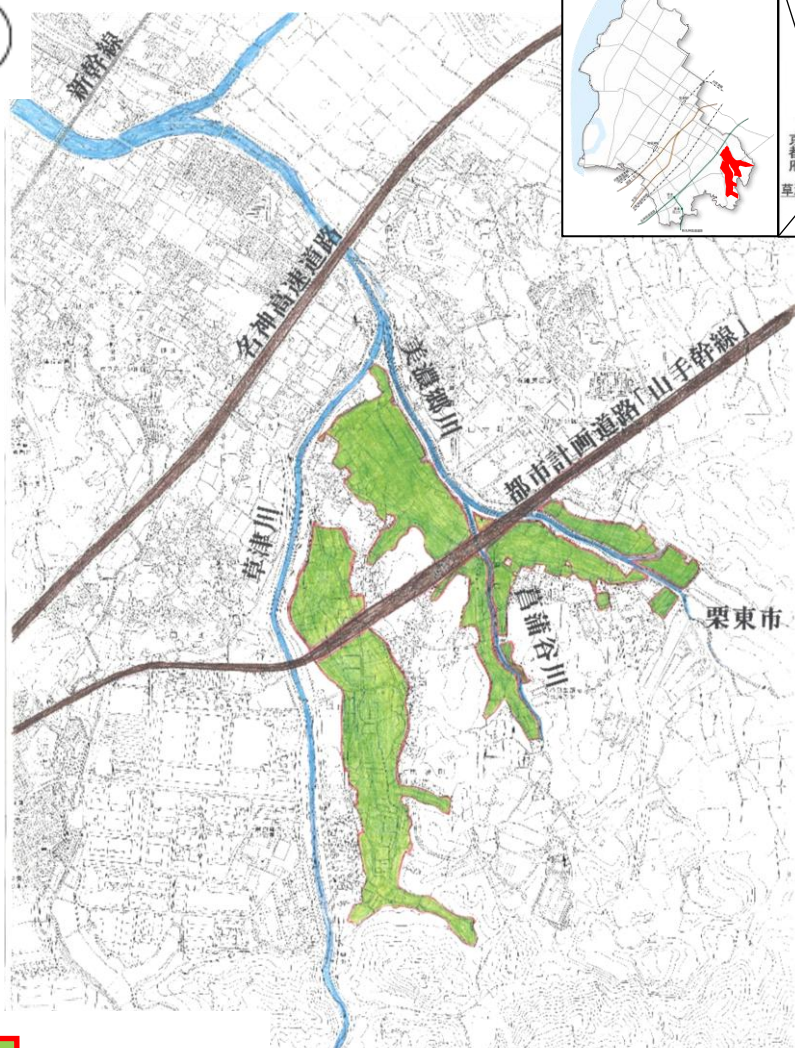
馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

当市の馬場・山寺地区の未整備田において、農地の大区画化、農地の集積集約を図り、地域農業の振興と優良農地の確保・保全を進めるため、県営基盤整備（ほ場整備）事業について、本年度より工事着手いただいたところであるが、早期の事業完了ができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実についても特段の配慮をお願いしたい。

位置図



：事業区域

現状と課題

- ・ 68ヘクタールの区域内には、不整形で狭小な未整備田が約500区画存在している。
- ・ 所有する水田が点在し作業効率が悪く、排水不良などの耕作条件も悪い。
- ・ 用排水路や農道等の土地改良施設も未整備であり、農家の維持管理にかかる費用や労力が大きな負担となっている。
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地が発生している。

事業実施による効果

- ・ 農地の大区画化と担い手農家への集積集約により、生産性の向上や経営規模拡大の体質強化を図り、当地区の農業振興と優良農地の確保・保全を図ることが期待できる。
- ・ 土地改良施設を整備することで維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、第3期滋賀県国民健康保険運営方針において、県内保険料水準の統一目標年度を令和9年度とするとともに、納付金の精算制度をはじめ更なる国保財政の安定に向けた仕組みを構築していくことが示された。

令和9年度の県内保険料水準の統一にあたっては、地方単独事業の減額調整にかかる法定外繰入金の基準など、県が主導となり、各市町と十分に協議を行った上で、早期に県内保険料水準の統一に向けて必要な事項を決めていただくとともに、県内統一の標準保険料率と現状の保険料率に乖離がある状況を踏まえ、特定年度、特に初年度に被保険者に急激な負担が生じることがないように、県の剰余金等を効果的に活用いただくなど、県として特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国民健康保険財政は、都道府県単位化によって一定の基盤安定化が図られたものの、被保険者の平均的な負担能力は低く、給付額は高いという制度の構造的課題は依然として解消されていない中、今後も被用者保険の拡大によって、被保険者の減少傾向が続き、国民健康保険財政がさらに厳しくなることが見込まれる。このことから、制度の構造的課題や制度改正に対応した、国保財政への財政支援の充実が必要である。

また、県内保険料水準の統一は将来的に保険財政運営の安定のため必要だが、県内統一の標準保険料率と現状の保険料率に乖離がある状況のため、統一の際に、被保険者に急激な負担が生じることが懸念される。引き続き、毎年の納付金・標準保険料率の算定にあたり市町の意見を十分にお聴きいただくとともに、保険料水準の完全統一を目指す市町への支援について、県として特段の配慮をお願いしたい。

事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

こどもの医療費に係る助成制度の国制度の創設および 県事業の拡充について【国への要望、県への要望】

要望内容

こどもの医療費負担の軽減は、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として出生後から成人年齢である18歳に達するまで実施すべきであることから、国の責任においてこどもの公費医療負担制度を構築されるよう引続き働きかけをお願いしたい。

また、国による制度構築までの間は、県のこどもの医療助成制度について小学生・中学生も助成対象となるよう拡充いただき、市町とともに事業展開いただけるよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

こどもの医療費負担の軽減は現在、地方公共団体の制度により果たされているが、我が国の少子化の深刻さに鑑みれば、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として実施すべきである。このことから、出生から18歳までのこどもを対象とした公費負担医療制度の構築を国に働きかけていただきたい。

また、滋賀県では、高校生世代を医療費助成の対象とされているが、市町の事業と相まって子育て世帯全てを網羅的に助成対象とし、その事業効果を次なる子育て世帯にも波及させることで市町と認識を一にさせていただいたと考えている。引続き、県と市町はこれまで以上に歩調を合わせ、こどもと子育て世帯を支える施策を継続的に推進していく必要があることから、県事業の対象として小中学生相当年齢のこども達も対象としていただき、市町と負担を共有しながら、共に子育て世帯の支援を推進していただきたい。

事業実施による効果

県と市町が一体となって安心してこどもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

精神障害者に対する医療費助成制度について 【県への要望】

要望内容

精神障害者に対する福祉医療費助成制度について、対象となる精神障害者の範囲を拡大いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

滋賀県におかれては、県民の声や各市町からの要望を受け、令和6年度より精神障害者保健福祉手帳1級所持者等を、障害者（児）福祉医療助成制度に加えられ、精神障害者と身体障害者・知的障害者の医療費助成水準の乖離の解消を図っていただいたところである。

しかしながら、滋賀県の令和7年度末時点における精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、同手帳所持者の10%に満たず、同様に県の福祉医療費助成制度の対象となっている身体障害者手帳1級・2級所持者が全体の約46%、療育手帳A1、A2所持者が全体の約27%であることと比べると、依然として対象者の範囲が乖離している。

令和8年度以降も市町と協議いただく中で、この点の解消を図っていただきたい。

事業実施による効果

精神障害者の保健の増進および経済的負担の軽減を図ることができる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課、障害福祉課

介護・障害福祉人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な施策の展開について【国への要望、県への要望】

要望内容

令和8年度の報酬改定において、「介護職員の処遇改善」および「介護支援専門員への処遇改善の創設」がなされたものの、介護従事者の給与水準については、依然として全産業平均より低く、また、介護現場においては、引き続き人材の確保・定着・育成が課題となっている。

このことから、介護保険事業計画期間3年間の上昇を見込んだ「介護従事者への更なる処遇改善」について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。また、県におかれては、「介護従事者の資質向上」「介護職の魅力発信」に繋がる更なる施策の推進について、特段の配慮をお願いしたい。

なお、障害福祉人材についても、介護人材同様の課題があることから、介護分野同様、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

介護保険制度の持続可能性を高め、利用者に必要なサービスを十分に提供するためには、介護人材の充足が必要不可欠であるものの、介護人材は充足していない状況にある。

介護人材の確保については、都道府県や市町単位で独自施策を実施しているが、小単位での実施は近隣の県や市から介護職員を獲得する効果しかなく、根本的な介護人材の確保にはつながっていない。

このことから、全国的に最も課題となっている介護人材の確保・定着に向けて、下記に掲げる施策が必要である。

- (1) 介護従事者の給与水準が他の職種に比べて依然として低い状況にあるため、全国的な施策として、①更なる処遇改善を行う必要、かつ、②物価高騰や他業種との格差に対して臨機応変に対応できる仕組みが必要である。
①については介護保険事業計画の3年間分に対して近年の賃上げ動向を見込んだ処遇改善を対応いただくとともに、その上で、②については介護保険事業計画に見込んでいない給付が発生することから、国において他業種との格差等の是正を対応いただきたい。
- (2) 安定した介護人材を確保するには、介護人材の定着・育成・資質向上に向けた補助事業への更なる支援が必要である。
- (3) 若年層に対しては、介護職の社会的役割と魅力が十分に発信できていないことから、教育機関との更なる連携が必要である。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の課題があることから、更なる処遇改善、障害福祉人材の定着・育成・資質向上、魅力発信にかかる対応をいただきたい。

事業実施による効果

介護・障害福祉人材の確保・定着・育成に向けた機会の創出や取組が効果的に促進されることで、地域で必要な介護サービスが提供され、利用者が安心して質の高い介護サービスが継続して享受できることにつながる。

担 当：	健康福祉部	介護保険課	介護保険係	TEL：077-561-2369
		障害福祉課	障害福祉係	TEL：077-561-6972

滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について 【県への要望】

要望内容

がん患者のアピアランスサポート事業については、市町が購入費用の一部を助成した場合、県から補助金（市町助成額10千円を上限に2分の1）を交付いただいている。当市では、がん患者の経済的負担をさらに軽減し、社会参加をより一層促進するため、令和8年度より、助成上限額をこれまでの1万円から3万円に増額したところであるが、現在、県内すべての市町でアピアランスケアに関する助成が行われている中、市町で助成額に差が生じている。

このことから、県の補助上限を「各市町の助成額を上限に2分の1」としていただき、本事業が県と市町が協力し、将来にわたり持続可能なものとなるよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

当市のアピアランスケア支援事業において、令和7年度の補装具等購入額は、一人当たり約7万円と高額であった。また、がん相談支援センターや滋賀県がん患者団体連絡協議会等への実態調査を通じて、補装具の購入にかかる費用負担は大きいことや、補装具の劣化や体形の変化によりアピアランスケアを必要とする期間には個人差があること、がん治療に伴う外見の変化は脱毛や乳房切除に限らないことといった多様なニーズを把握したところである。

これらを踏まえ、当市では、がん患者の経済的負担をさらに軽減し、社会参加をより一層促進することを目的に、令和8年度より、本事業の助成額および助成回数、助成対象の拡大を行った。

滋賀県がん対策推進計画（第4期）では、「尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築」を全体目標に掲げ、アピアランスケアの充実の向けて取り組まれていることから、将来にわたり持続可能な事業としていくためには、各市町の実情（補助額等）に応じた支援が不可欠である。

事業実施による効果

・がん患者のアピアランスケアにかかる費用負担が軽減するとともに、社会参加が促進される。（外見の悩みに対し、心理的・経済的負担が軽減する。）

担 当：健康福祉部 健康増進課 健康増進係
TEL：077-561-2323

要介護・要支援認定有効期間の見直しについて 【国への要望】

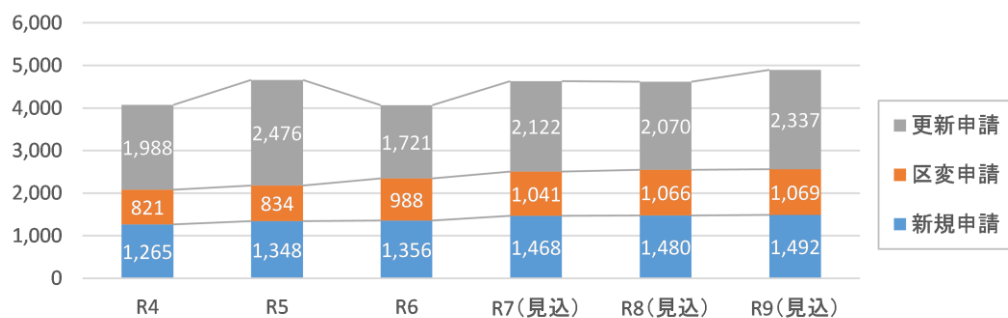
要望内容

現在、高齢者人口の増加に伴い要介護認定申請件数が増加し、関係者の負担も増加しており、申請日から認定まで30日以内とする法の基準を上回るケースが増加していることから、事務の効率化を図るため、要介護・要支援認定有効期間の新規申請および区分変更申請における期間を延長することについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ① 要介護認定申請件数は増加傾向にあり、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。(グラフ参照)
- ② 申請件数の増加により、申請から認定までの期間が全国的に見ても基準である30日を大きく上回っており、当市でも同様の傾向にある。

(下表(2) - 3 参照)



(2) - 3 申請から認定までの期間

	草津市	滋賀県	全国
データ入力件数	2,275 (100.0%)	26,228 (100.0%)	2,518,161 (100.0%)
平均値(日数)	46.0	42.2	40.6

※データ集計対象期間：R6. 4. 1～R6. 9. 30

(表は令和6年度要介護認定適正化事業業務分析データより)

事業実施による効果

- 有効期間の延長により、事務の効率化に資するほか、申請から認定までの日数が短縮できる。
- 申請から認定までの日数が短くなることで、住民が速やかに介護保険サービスを利用できるようになる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護認定係
TEL：077-561-2370

要望先：滋賀県子ども若者部 子ども家庭支援課

児童家庭相談業務体制の充実について 【県への要望】

要望内容

児童虐待対応の専門機関である児童相談所において、迅速かつ適切に業務を実施していただくため、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた経験豊富な職員の配置をしていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

市の相談体制を充実させ、児童虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るためには、専門機関である児童相談所が自らの機能や権限を躊躇なく発揮し、市に対する助言や援助の他、こどもの一時保護や保護者指導等の業務を適切に実施していただくことが極めて重要である。

草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、令和8年4月当初、虐待対応係2名、相談係2名の合計4名の担当職員を配置いただいたが、令和6年度中の草津市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最多の1,177件であり、他市相談件数とは700件以上の差がみられる状況である。

当市は人口規模や相談件数の多さに加え、課題が複雑化・複合化したケースやこどもの安全確保に関わる緊急性の高いケースも多いため、市では対応困難な場合やより専門的な対応が必要な場合があり、児童相談所による迅速かつ適切な対応が不可欠である。

事業実施による効果

人口や要保護児童対応ケース数の規模など当市の実情に応じた担当職員を配置していただくことで、緊急性や重篤性の高いケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、こどもの安全確保を図ることができる。

担 当：こども若者部 家庭児童相談室
家庭児童相談係

TEL：077-561-2460

滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について【国への要望】【県への要望】

要望内容

滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象範囲を世帯の市民税所得割額に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち第3子以降のこどもにかかる保育料に拡充することについて、特段の配慮をお願いしたい。

また、国制度についても多子カウントの年齢制限の撤廃について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

多子世帯の保育料無償範囲は次の①～④のとおりである。

(ひとり親世帯等は別基準)

①市民税所得割課税額57,700円未満の世帯において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)

②市民税所得割課税額57,700円以上の世帯において、小学校就学前のこどもから数えて、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(国制度)

③市民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(県制度)

④所得や年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料(市独自制度)

【課題】

同じ保育施設を利用していたとしても、世帯間の年齢構成により、利用者負担の不均衡が発生しないよう令和5年度9月算定の保育料から、市独自に3子以降の保育料を無償としたが、安定的な事業継続のためにも、国・県制度の拡充が必要である。

事業実施による効果

国・県制度の拡充により、安定的に、第3子以降のすべてのこどもの保育料が無償となることで、各家庭がこどもを安心して生み育てる環境が形成される。

担 当：こども若者部 幼児課 入所・入園係
TEL：077-561-2365



高校生に対する切れ目のない支援の充実について 【県への要望】

要望内容

義務教育終了後から高校への適切な進路指導や切れ目なく支援を行うために、高校の特別支援教育の取り組みについて、特に市町の中学校や発達支援センター等の関係機関への情報発信を強化するとともに、特別支援教育の専門家による高校への巡回相談の充実について、また、滋賀圏域における高校の通級指導教室の設置の促進についても、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

- ・障害者差別解消法の施行により、発達障害等の支援が必要な生徒に対して、高校入試や入学後の学校生活において障害のある生徒の支援ニーズに応える体制を整える合理的配慮の提供が義務化されている。
- ・中学校特別支援学級に在籍する生徒が、高校へ進学するケースの割合が増加しているが、中学校の進路指導において、高校の特別支援教育の情報が不足しており、保護者や本人に対して進路にかかる情報提供や指導が行き届かない。
- ・当市では高校生の相談件数が増加しており、その中でも不登校や家庭内暴力等、学校や家庭における不適切な関わりの結果、問題が深刻化し、二次障害を呈している相談の件数が多くを占めている。
- ・国においては通級による指導の質的・量的充実を含めた事業を予算化していく中で、滋賀県内に通級指導教室が設置されている高校は2校にとどまっている。

【課題】

- ・発達支援を要する困難ケースや進路未定生徒に対し、適切な時期に支援が行き届かない場合、二次障害や行動の問題等、複合的な問題につながっていくことが懸念される。高校年代においては、将来の自立と社会参加に向けて、生徒本人が自身の障害特性の理解を積み上げていく重要な時期であり、学校生活において、早期から本人の困り事を把握し、その障害特性にあった環境を整え、市を含めた関係機関とともに、適切な対応を行っていくことが不可欠である。

事業実施による効果

- ・高校の特別支援教育の情報を中学校や発達支援センター等の関係機関が共有することで、保護者や本人の進路相談に対して情報提供を行い、効果的な進路指導や切れ目のない支援の充実を図ることができる。
- ・高校で個別の教育支援計画が必要な生徒が、学校生活において困り事が生じた時に、巡回相談による助言を受けることで、本人が自身の特性の理解を深め、支援者も早期から適切に関わることができ、問題の長期化や複合化を防ぐことにつながる。
- ・継続的なサポートのもと、本人の障害特性にかかる自己理解に伴う工夫や合理的配慮の意思表示をする力を高め、困り事があっても対処の仕方が分かり、自分に合った進学・就労選択をしていくことができる。

担 当：こども若者部 発達支援センター
相談・支援係

TEL：077-569-0353

草津川跡地河口部の整備について【県への要望】

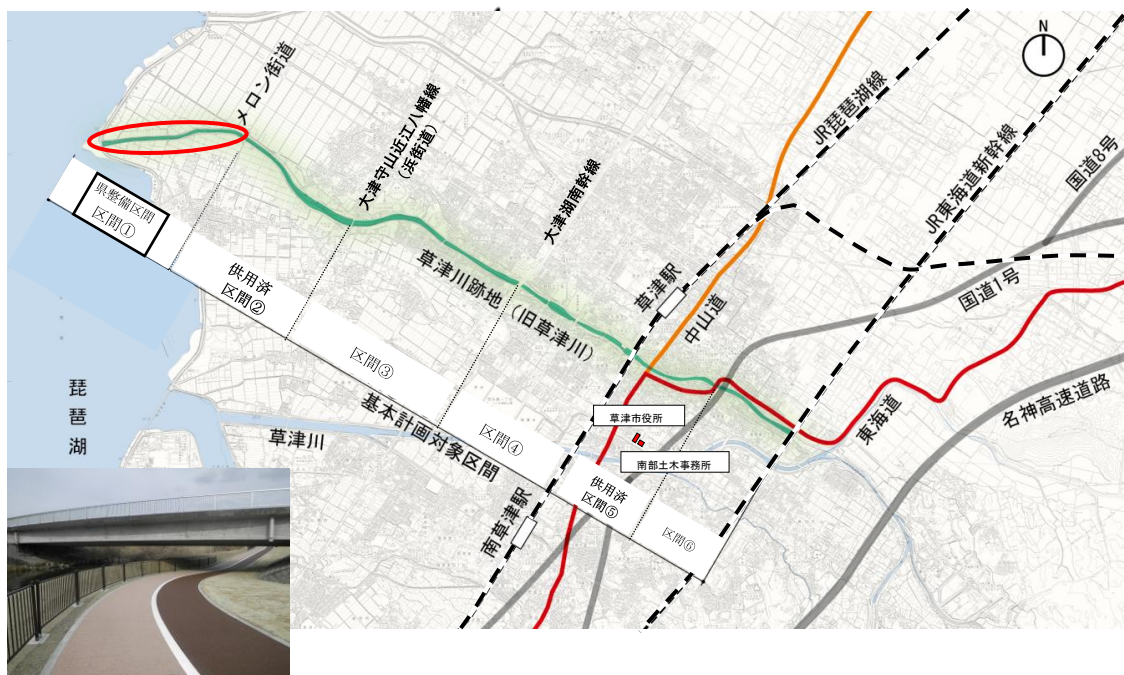
要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

区間1については、河川管理者である県において一級河川琵琶湖の整備として、平成28（2016）年度から整備工事に着手され、令和元（2019）年度に、自転車歩行者道（左岸）を開通し、令和3（2021）年度は湖岸道路アンダー部を整備いただいた。

引き続き、河川内の整備とその活用、維持管理を検討いただきながら、事業の早期完了について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



湖岸道路アンダー（整備後）

現状と課題

平成28（2016）年度から整備工事を進めていただいているが、河川内の整備や活用、維持管理等については、引き続き地元との調整を進めていく必要がある。また、旧中島橋から下流の計画についても地元と調整を進めていく必要がある。

事業実施による効果

親水空間や災害時の緊急輸送道路としての機能が発揮されることで、良好な水辺環境が確保されるとともに、防災機能が強化できる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係
TEL：077-561-6867

一般要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課、道路保全課



県道の交差点改良による渋滞緩和と歩道未整備区間の交通安全対策について【県への要望】

要望内容

主要地方道大津守山近江八幡線（浜街道）の歩道整備について、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けいただき、現在取り組んでいただいている事業を早期に進めていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、交差点における慢性的な交通渋滞および歩道未整備の区間の安全対策の検討について、特段の配意をお願いしたい。

位置図



主要地方道大津能登川長浜線
(浜街道)

①北大萱町

②南山田町

写真

- ① 浜街道 北大萱町地先
(葉山川橋梁付近)
- ② 浜街道 南山田町地先



現状と課題

- ・浜街道は歩道未整備の区間が多く、歩行者の安全が確保できず非常に危険な状況にある。
- ・北大萱町、南山田町の歩道整備について、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けていただき、事業を進めていただいている。
- ・引き続き、交差点における慢性的な交通渋滞および歩道未整備の区間の安全対策の検討をお願いしたい。

事業実施による効果

- 1 当該整備により、県道や市道の交通渋滞緩和を図ることができる。
- 2 歩行者の安全な通行を確保することができ、人命にかかわる事故等の未然防止を図ることができる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

こども達が安全に通学や活動ができる道路整備 について【国への要望】

要望内容

当市では、草津市通学路等安全対策実施プログラムに基づき、地域と一体となって潜在的な危険箇所を把握しながら通学路や未就学児移動経路における交通安全確保のための道路整備事業に取り組んでいる。

こうした中、令和元（2019）年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、交差点等における安全対策が全国的な問題となっており、当該事業による交通安全対策を早期に推進する必要がある。

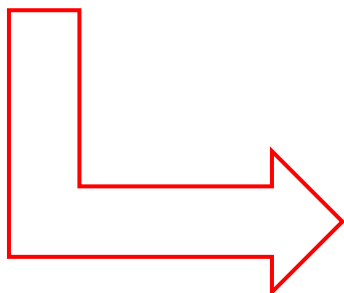
引き続き、財政面での支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

市道 南山田学校線での対策事例



◆狭隘な通学路の道路拡幅
による安全対策を実施



現状と課題

全国的な人口減少傾向のなかで、当市においては現在も人口が増加し続けており（令和7年度の対前年度人口増加比率1.01）、児童数は約8,200人に達し、平成28（2016）年4月には小学校1校が新たに開校されたところである。

こうした中、児童生徒を巻き込んだ交通事故は毎年発生しており、令和元年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、全国的に取り上げられている。

また、地域や学校、保護者からも登下校時の安全確保を図るための道路環境整備に関する要望が増えており、早急な対応が求められている。

通学路等における通行空間の整備には多額の経費を要するため、事業を円滑に推進するためには、社会資本整備総合交付金要望額を確保していただく必要がある。

事業実施による効果

通学時等における子ども達の安全が確保され、交通事故の削減につながるとともに、万が一、重大な事故が発生した際においても、被害の軽減につながり、これからの日本の未来を担っていく尊い命が守られることとなる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係

TEL：077-561-2390

一般要望(継続)

要望先：滋賀県県土整備部

道路保全課

滋賀県交通まちづくり部

THEシガパーク推進課



公共施設の適切な維持管理に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

道路橋梁や舗装、公園など日常生活に不可欠な公共施設について、老朽化が進んでおり、ライフサイクルコストを踏まえた効率的な維持管理を行っていくためにも、点検や修繕について継続的に取り組む必要があるが、地方自治体の負担は極めて大きくなっている。このため、引き続き、国および県からの財政面、技術面での支援が必要であり、公共施設の点検手法の効率化等についても併せて国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

<道路橋、舗装の例>

◆定期点検結果を基に、計画的に修繕を実施



新技術を用いた
橋梁点検



<予防保全>
床版腐食(玉川橋)
橋梁点検判定Ⅱ

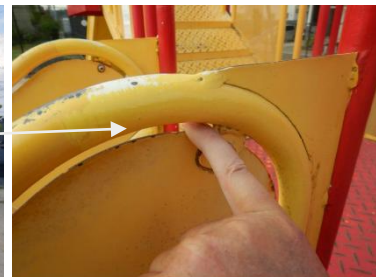


<事後保全>
舗装老朽化
舗装点検判定Ⅲ～Ⅳ

<遊具施設等の例>

◆定期点検の結果、公園遊具に劣化等がみられる

複合遊具
踊場裏面腐食



複合遊具
指の挟み込み

現状と課題

地方自治体の管理する施設について、老朽化が急速に進行しており、道路橋梁や舗装、公園など、施設の老朽化等を原因とする施設の損傷や機能の低下が全国的に発生している。

このため、予防保全を踏まえた維持管理・更新を合理的かつ効果的に行い、安全性の確保が必要であるが、老朽化対策の確実な実施のためには、適正な管理と予防保全を踏まえた継続的な予算の確保や、技術的支援が必要である。

さらに、橋梁の法定点検義務化以降、3巡目を迎えており、点検費用や手法においても効率化（コスト縮減）の観点を踏まえた技術的、財政的な負担の軽減が必要である。

事業実施による効果

施設の点検や修繕について継続的に取り組み、安全性の確保や予防保全を踏まえた効率的な計画の作成および更新を行うことで、維持管理コストの縮減を図ることが可能となり、維持管理水準も高まることにつながる。

担 当：建設部	道路課	管理用地係	TEL：077-561-2390
	公園緑地課	整備係	TEL：077-561-6963

一般要望（継続）

要望先：滋賀県県土整備部 道路整備課



市道野路南中央線の延伸整備に係る支援について 【国への要望】

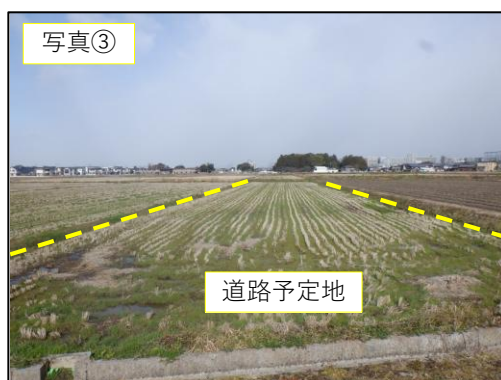
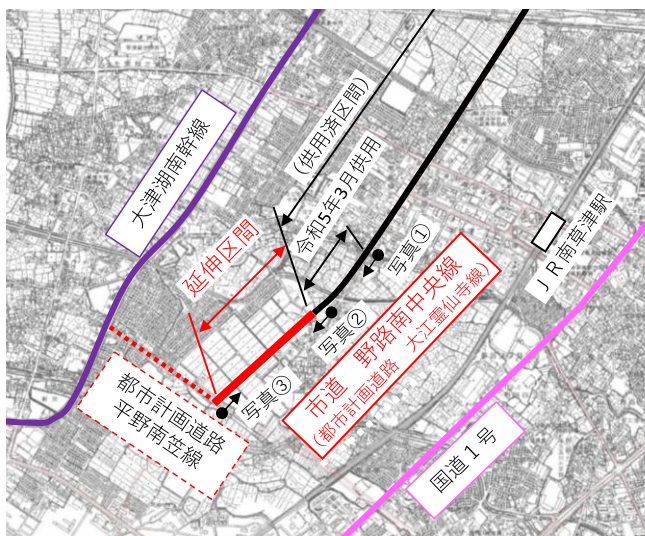
要望内容

市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）は、隣接する市域間を南北に結ぶ幹線道路であるとともに、国道1号や（都）大津湖南幹線といった主要幹線道路の補助幹線としての機能を併せ持つ重要な道路である。

令和5年（2023）3月に一部区間を供用したところであり、当該道路のストック効果を早期に発揮すべく、引き続き次年度以降も延伸予定区間の事業進捗が図れるよう支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真

※ 道路計画位置を赤色で示しています。



現状と課題

滋賀県の南部地域は、京阪神および東海を結ぶ交通の要所であり、国の基幹道路である国道1号は、草津市域において交通量が約4.3万台/日（令和3（2021）年度道路交通センサス結果）にもおよび、交通渋滞が慢性化している状態である。このことに対応するため、国道1号の渋滞対策機能を持つ当該路線の整備が急務となっている。

令和5（2023）年3月に草津市都市計画道路整備プログラムを策定し、優先度の高い市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）および（都）平野南笠線の一部区間について、今後10年間での整備推進を位置付けたところである。また、当該道路の一部区間を令和5年（2023）3月に供用したことからも、ストック効果を早期に発揮させるべく、本事業を計画的に推進していくには、社会資本整備総合交付金要望額の確保が課題となっている。

事業実施による効果

- 1 大津・湖南地域における慢性的な交通渋滞の緩和に大きく貢献できる。
- 2 国道1号の交通渋滞解消および産業・商業の基盤整備の促進を図ることにより、経済効果の増大が期待できる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係
TEL：077-561-2390

一般要望(継続)



要望先：滋賀県交通まちづくり部 THEシガパーク推進課

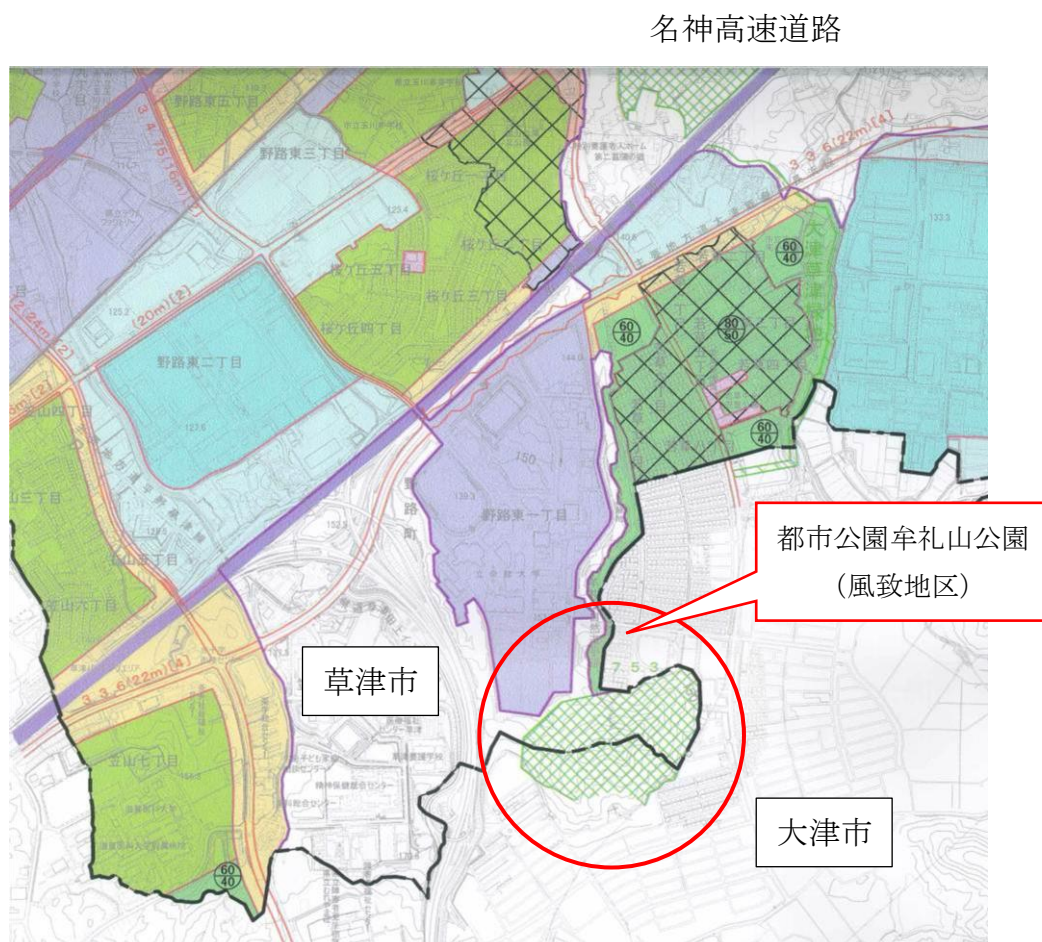
むれやま

牟礼山公園の用地取得および今後の整備等について 【県への要望】

要望内容

牟礼山公園は、昭和47年に都市計画決定をされた公園であり、当市と大津市の両域に跨り、かつ、びわこ文化公園都市将来ビジョンの対象地域内にあるため、県が管理する文化ゾーンと一体的な活用を行うことで、県民の憩いの場として貴重な施設になることから、用地取得および今後の整備や維持管理等を県で対応いただくことについて、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

牟礼山公園は、県から風致公園として都市計画決定をされた都市公園であり、その区域は当市と大津市の間に跨っており、広域的な利用が想定されることから、県において用地取得および今後の整備や維持管理等を行う必要がある。

事業実施による効果

文化ゾーンと合せて、県民の憩いの場としての魅力充実を図ることができる。

担 当：建設部 公園緑地課 整備係
TEL：077-561-6963



水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

要望内容

水道施設は住民の命や生活を支える最重要のライフラインである。そのため、水道施設の耐震化や老朽化による更新は、国全体として早急に進めなければならない。

能登半島地震などを受け、国において、水道の地震対策に係る補助制度の一部見直しがなされ、資本単価要件とは別に新たに加速要件が補助要件に加わり、地震対策に係る国庫補助採択基準の緩和等が図られた。

しかしながら、当採択基準の緩和は限定的でハードルが高く、十分な人員体制や資金力等が確保されていない事業体（自治体）にとっては、緩和とは到底言えないものである。

昨今、全国各地で頻発する大規模な水道管漏水事故などにより、水道施設の老朽化対策の必要性については、全国的な関心が高まっているものの、広範囲にわたる更新が必要なことや、近年の物価高騰等も相まって、事業費は年々増加している。このように、莫大な事業費を要しているにも関わらず、国庫補助採択基準の緩和は、まだまだ十分になされていない状況である。

ついては、令和6年度から水道事業が国土交通省へ移管され、上下水道一体として整備や管理等を進めていくという国の主旨を鑑み、水道施設の耐震化や老朽化による更新に対し、水道事業体（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や採択基準の緩和等を、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

水道事業者は、施設の耐震化や老朽化による更新などの整備を進め、いつ何時起こる可能性のある大規模災害等に備え、住民の命や生活を支えるため、強靱で持続可能な水道事業を目指していく責務がある。

しかしながら、耐震化等の整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない投資の増加は、物価高騰により支出額がさらに増加している状況かつ、水需要の減少により料金収入の減収が続く厳しい経営状況の中、その原資を確保するためには、水道料金の値上げなど、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制度の中での早期の施設の強化・更新は困難な状況にある。

そのため、水道事業体（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や、現在の補助採択基準を緩和し、見直していただくことで、下水道事業と同様に、水道事業についても国庫補助を受けながら、施設の耐震化や更新等を早期に進めていく必要がある。

事業実施による効果

水道事業は、住民の命や生活を支える最重要のライフラインであり、大規模災害等の非常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の創設や拡大が図られることで、耐震化や老朽化による更新など、早期に水道施設の強靱化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

担 当：上下水道部 上下水道総務課 財政経営係
TEL：077-561-6871

小中学校の業務改善について【県への要望】

要望内容

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、特段の配慮をお願いしたい。また、専門職であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの増員、スクールサポートスタッフの補助拡充など、「学校における働き方改革取組計画」の具現化についても、一層積極的に取り組んでいただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

学校の業務は増加の一途を辿る中、国・県・市とそれぞれの自治体において学校の「働き方改革」「業務改善」を推進し、各所でその成果が出始めている。

しかしながら、こどもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間の確保は未だ十分とは言えず、また教職員のワーク・ライフ・バランスの実現も困難な状況である。

こうした状況を改善し、教育の質の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、公立小中学校の性質上、市の取組だけでは実現は困難であり、県による一層積極的な業務改善のための取組が必要不可欠である。

＜県をお願いしたい事項の例＞

- ・ 大規模校における教頭の複数配置
- ・ スクールサポートスタッフの県による配置または配置する市町への補助制度の拡充（補助率の拡充）
- ・ 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- ・ 部活動に係る指導員等人的支援の拡大
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間の増加や継続性のある配置

事業実施による効果

- ・ こどもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質を向上させることができる。
- ・ 教職員の超過勤務時間を削減し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、教員個々の生活自体を充実したものにすることができる。

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教職員課、保健体育課

養護教諭の人的配置の拡充について【国への要望】

要望内容

複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や児童生徒へのきめ細やかな対応のため、正規職員の義務標準法の複数配置基準緩和について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、不登校児童生徒や特別な支援を要するこどもへの対応、こどもが安心できる居場所としての保健室経営など、その業務は近年、複雑化・多様化している。

また、宿泊行事への引率や研修等での出張で学校を不在にすることも多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対しては、専門的知識を有しない養護教諭以外の教職員が対応している状況であり、専門的知識に基づく適切かつ迅速な対応ができる体制を整える必要がある。

事業実施による効果

養護教諭の加配を行うことで、以下の課題解決を図ることができる。

- ・養護教諭が出張等で不在となる場合に相互にサポートし合うことが可能となり、不在時の怪我、疾病、事故等に対し、専門的知識に基づく的確かつ迅速に対応が可能となる。
- ・社会環境の変化とともに児童生徒の心身における健康課題が複雑化・多様化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化・多様化しているが、複数で対応することで、個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな対応が可能になる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 学事・学校保健体育係
TEL：077-561-2421